

## 第5章 地域の概況



## 第5章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握する。

既存資料調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、吉川市、三郷市、越谷市、八潮市、草加市、千葉県流山市（以下、「関係市」と言う。）を基本とする。

また、項目及び既存資料の内容により必要に応じて、対象範囲を拡大、又は縮小する。

### 5-1 社会的状況

#### 1. 人口及び産業の状況

##### (1) 人口

関係市の人口等の状況は、表 5.1-1 に示すとおりであり、人口の推移は図 5.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置する吉川市の平成22年における人口は、65,298人と関係市の中で最も少なく、昭和60年以降の傾向としては微増となっている。その他の関係市では、越谷市・草加市・八潮市・千葉県流山市では緩やかな増加傾向、三郷市では平成2年以降概ね横ばいである。

表 5.1-1 人口等の状況

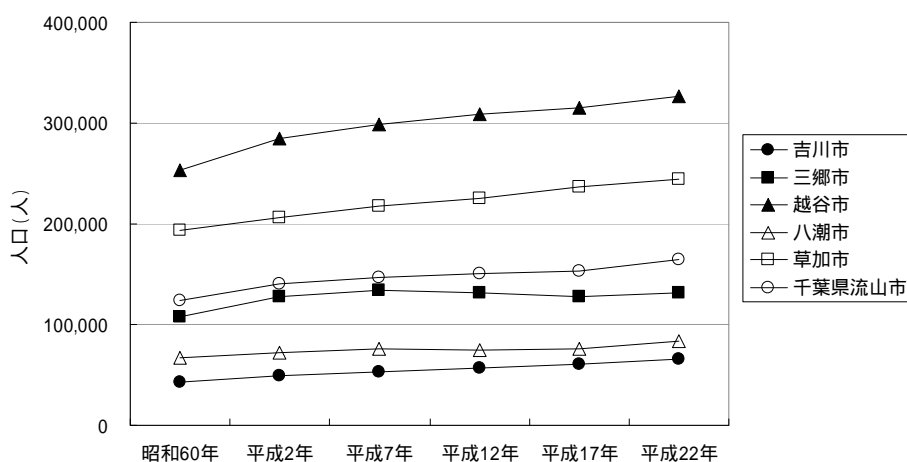
市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
吉川市	31.6	65,298	23,248	2,065
三郷市	30.2	131,415	51,132	4,350
越谷市	60.3	326,313	128,342	5,411
八潮市	18.0	82,977	32,467	4,602
草加市	27.4	243,855	102,479	8,893
千葉県流山市	35.3	163,984	64,921	4,648

注) 人口密度=人口/世帯数

面積は平成22年10月1日現在、人口及び世帯数は平成22年10月

出典：「埼玉統計年鑑 平成23年」（平成24年2月 埼玉県総務部統計課）

「千葉県統計年鑑 平成23年」（平成24年10月 千葉県総合企画部統計課）



注) 吉川市は平成7年以前は吉川町を参照

出典：「埼玉統計年鑑 平成23年」（平成24年2月 埼玉県総務部統計課）

「千葉県統計年鑑 平成23年」（平成24年10月 千葉県総合企画部統計課）

図 5.1-1 人口推移

## (2) 産業

関係市の産業別就業者数は、表 5.1-2 に示すとおりである。

吉川市では製造業の割合が最も高い。その他の関係市では、三郷市・八潮市・草加市では製造業、越谷市・千葉県流山市では卸売・小売業の割合が最も高くなっている。

表 5.1-2 産業別就業者数（平成 21 年 7 月 1 日現在）

分 類	吉川市		三郷市		越谷市		八潮市		草加市		千葉県流山市	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農 業, 林 業	44	0.2	20	0.0	64	0.1	24	0.1	34	0.0	40	0.1
漁 業	-	-	-	-	11	0.0	-	-	-	-	-	-
農林漁業	44	0.2	20	0.0	75	0.1	24	0.1	34	0.0	40	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	2	0.0	-	-	-	-	6	0.0	-	-
建 設 業	1633	6.5	4599	9.1	8644	7.6	4176	9.3	5517	7.0	2966	8.2
製 造 業	5741	22.7	11219	22.2	13900	12.2	17266	38.5	17030	21.7	3112	8.6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	31	0.1	252	0.5	352	0.3	60	0.1	306	0.4	312	0.9
情 報 通 信 業	113	0.4	200	0.4	607	0.5	74	0.2	265	0.3	247	0.7
運輸業, 郵便業	5120	20.3	5413	10.7	9685	8.5	5388	12.0	6354	8.1	1283	3.6
卸売業, 小売業	4433	17.6	9698	19.1	27426	24.0	6760	15.1	16956	21.6	8843	24.5
金融業, 保険業	228	0.9	532	1.1	2776	2.4	457	1.0	1333	1.7	532	1.5
不動産業, 物品賃貸業	432	1.7	1725	3.4	2975	2.6	879	2.0	2168	2.8	1055	2.9
学術研究, 専門・技術サービス業	355	1.4	872	1.7	2259	2.0	373	0.8	1498	1.9	525	1.5
宿泊業・飲食サービス業	2272	9.0	3659	7.2	13009	11.4	2050	4.6	8191	10.5	3954	11.0
生活関連サービス業, 娯楽業	901	3.6	2559	5.1	6442	5.6	1309	2.9	3912	5.0	2431	6.7
教育, 学習支援業	922	3.7	1760	3.5	6530	5.7	976	2.2	4090	5.2	2717	7.5
医療, 福祉	1764	7.0	4541	9.0	10544	9.2	2592	5.8	5835	7.4	4973	13.8
複合サービス事業	122	0.5	334	0.7	359	0.3	79	0.2	199	0.3	203	0.6
サービス業 (他に分類されないもの)	722	2.9	2342	4.6	6385	5.6	1876	4.2	3132	4.0	1637	4.5
公務 (他に分類されないもの)	417	1.7	917	1.8	2256	2.0	519	1.2	1517	1.9	1226	3.4
非農林漁業	25206	99.8	50624	100.0	114149	99.9	44834	99.9	78309	100.0	36016	99.9
全 産 業	25250	100.0	50644	100.0	114224	100.0	44858	100.0	78343	100.0	36056	100.0

注) 構成比は、少数点以下第 2 位を四捨五入している。

出典: 「埼玉統計年鑑 平成 23 年」(平成 24 年 2 月 埼玉県総務部統計課)

「千葉県統計年鑑 平成 23 年」(平成 24 年 10 月 千葉県総合企画部統計課)

「平成 21 年 経済センサス基礎調査」(総務省統計局)



## 2. 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用

関係市の地目別土地面積の状況は、表 5.1-3 に示すとおりである。

吉川市の地目別土地利用面積は、田が最も多く、全体の約 39%を占めている。次いで宅地面積が多い。その他の関係市については、いずれの市においても宅地の割合が高くなっている。

表 5.1-3 地目別土地面積（平成 23 年 1 月 1 日）

市町村	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
吉川市	面積 (ha)	3,162.0	1,224.9	284.2	695.7	3.2	4.9	-	2.6	170.8	775.7
	割合 (%)	100.0	38.7	9.0	22.0	0.1	0.2	-	0.1	5.4	24.5
三郷市	面積 (ha)	3,016.0	274.3	251.1	966.5	1.8	0.6	-	-	284.9	1,236.8
	割合 (%)	100.0	9.1	8.3	32.0	0.1	0.0	-	-	9.4	41.0
越谷市	面積 (ha)	6,031.0	1,106.2	425.2	2,233.1	9.9	13.7	-	13.3	473.4	1,756.2
	割合 (%)	100.0	18.3	7.1	37.0	0.2	0.2	-	0.2	7.8	29.1
八潮市	面積 (ha)	1,803.0	40.9	154.2	760.2	1.2	0.1	-	-	251.2	595.2
	割合 (%)	100.0	2.3	8.6	42.2	0.1	0.0	-	-	13.9	33.0
草加市	面積 (ha)	2,742.0	98.9	156.4	1,476.6	1.8	0.9	-	1.1	213.6	792.7
	割合 (%)	100.0	3.6	5.7	53.9	0.1	0.0	-	0.0	7.8	28.9
千葉県 流山市	面積 (ha)	35,280.0	2,679.0	4,656.0	12,915.0	2.0	2,343.0	-	-	2,408.0	10,278.0
	割合 (%)	100.0	7.6	13.2	36.6	0.0	6.6	-	-	6.8	29.1

注) 1 この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。

2 雑種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

3 その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地

出典：「埼玉統計年鑑 平成 23 年」（平成 24 年 2 月 埼玉県総務部統計課）

「千葉県統計年鑑 平成 23 年」（平成 24 年 10 月 千葉県総合企画部統計課）

### (2) 土地利用計画

計画地及び周辺地域における国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図は図 5.1-2 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域、農業振興地域及び農用地に指定されている。計画地の南西に市街化区域が隣接している。

計画地及び周辺地域における都市計画の状況は図 5.1-3 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に指定されている。計画地の南西に第一種住居地域及び近隣商業地域が隣接しており、その後背部は住居専用地域が主体となっている。

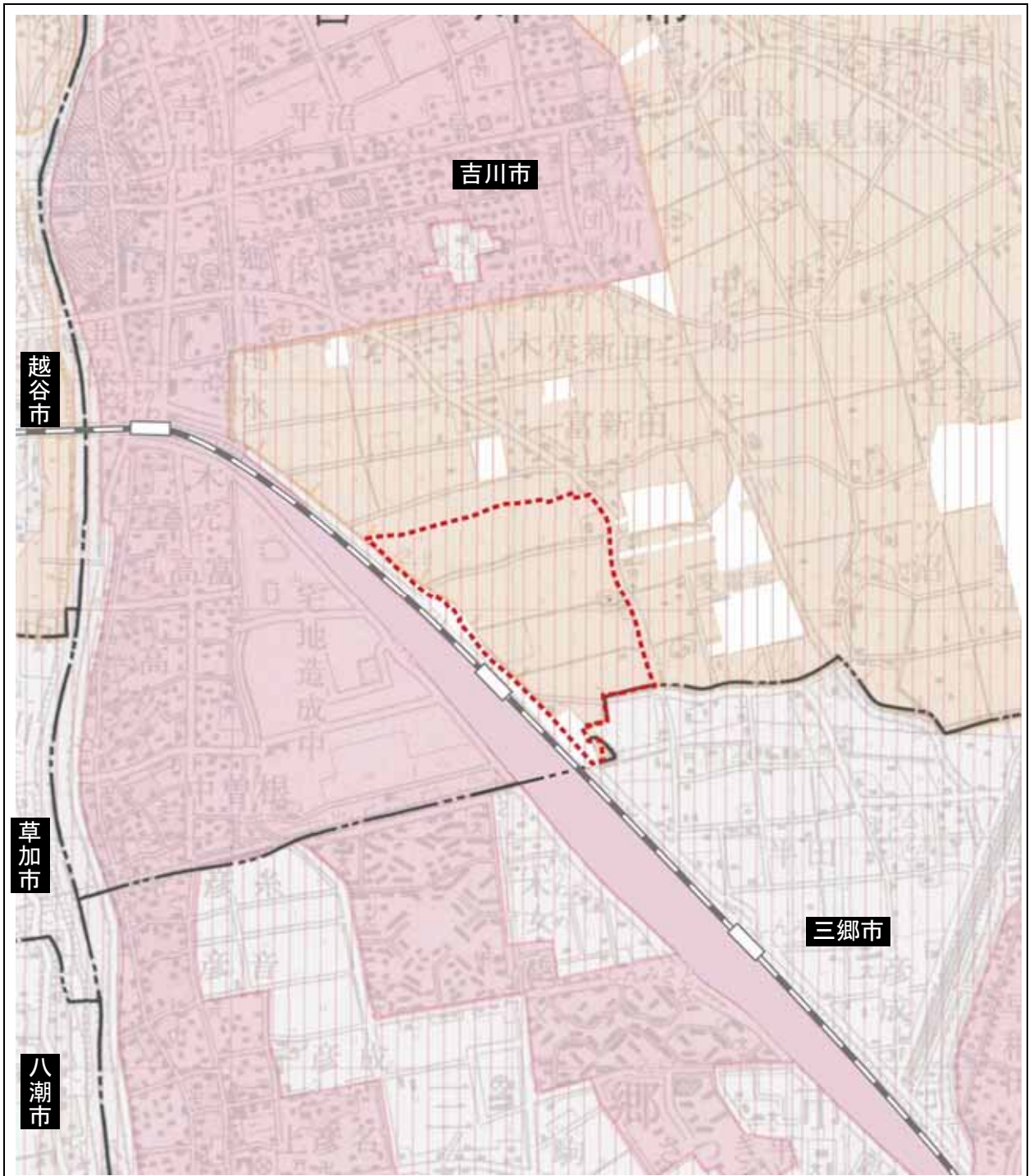


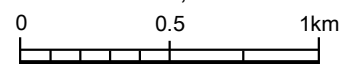
図 5.1-2 土地利用基本計画図

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- : 都市地域
- : 市街化区域
- : 市街化調整区域
- : 農業地域
- : 農用地区域



1 : 25,000



資料：  
「埼玉県土地利用基本計画図」  
(平成 11 年 埼玉県) に加筆・修正

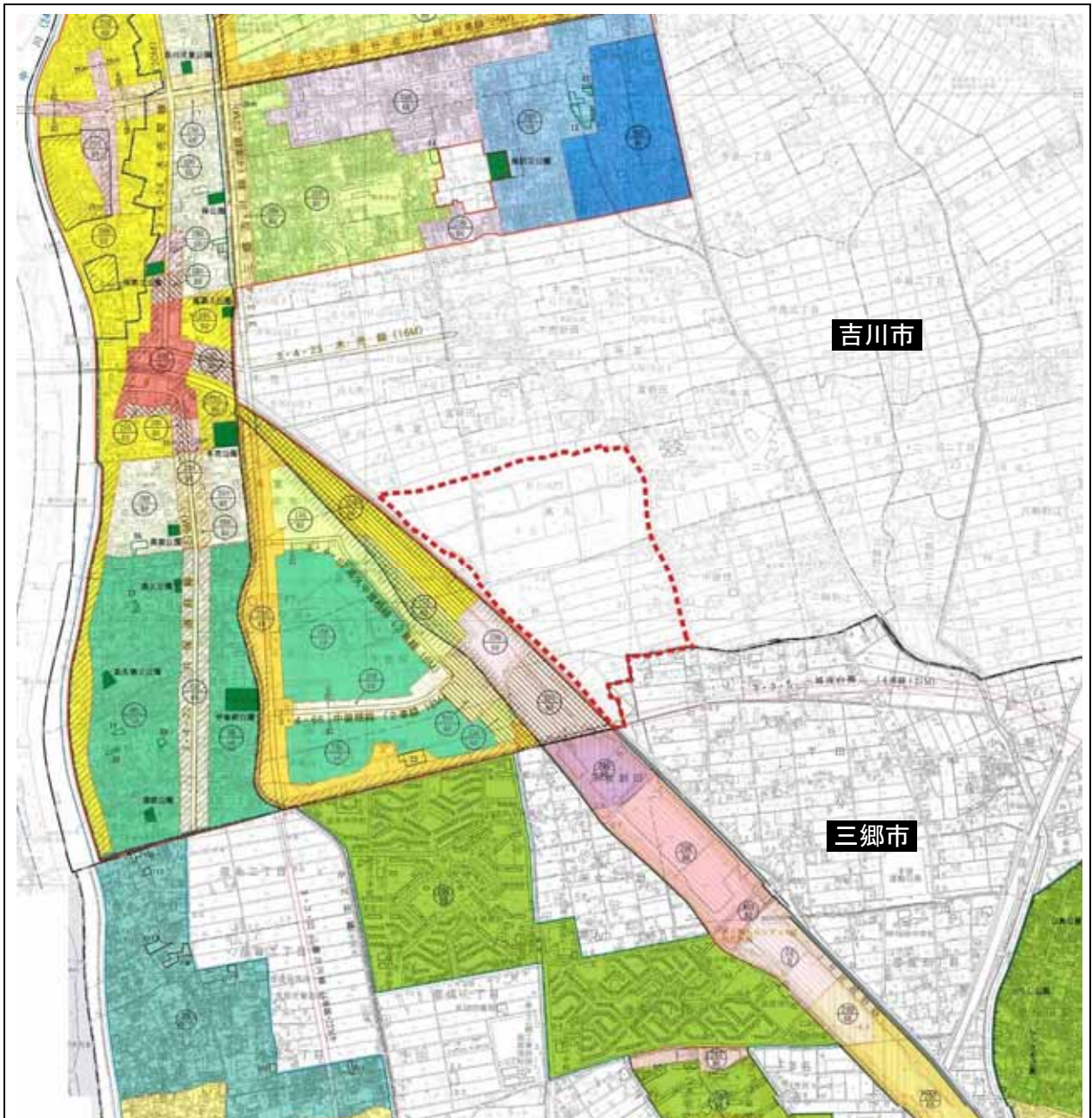


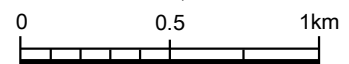
図 5.1-3 都市計画用途地域図

凡 例

- : 計画地
- : 行政区域
- : 市街化区域 (吉川市)
- : 市街化区域及び市街化調整区域の境界 (三郷市)
- : 都市計画道路 (吉川市)
- : 都市計画道路 (三郷市)
- : 第一種低層住居専用地域 (吉川市)
- : 第一種低層住居専用地域 (三郷市)
- : 第一種中高層住居専用地域 (吉川市)
- : 第一種中高層住居専用地域 (三郷市)
- : 第二種中高層住居専用地域 (吉川市)
- : 第一種住居地域 (吉川市)
- : 第一種住居地域 (三郷市)
- : 第二種住居地域 (吉川市)
- : 第二種住居地域 (三郷市)
- : 準住居地域 (吉川市)
- : 準住居地域 (三郷市)
- : 近隣商業地域 (吉川市)
- : 近隣商業地域 (三郷市)
- : 商業地域 (吉川市)
- : 商業地域 (三郷市)
- : 準工業地域 (吉川市)
- : 準工業地域 (三郷市)
- : 工業地域 (吉川市)
- : 工業専用地域 (吉川市)
- : 防火地域 (吉川市)
- : 防火地域 (三郷市)
- : 準防火地域 (吉川市)
- : 準防火地域 (三郷市)
- : 地区計画区域 (吉川市)
- : 地区計画区域 (三郷市)
- : 地区整備計画区域 (吉川市)
- : 地区整備計画区域 (三郷市)
- : 埼玉県景観条例区域 (三郷市)
- : 生産緑地地区 (吉川市)
- : 生産緑地地区 (三郷市)
- : 土地区画整理事業区域 (吉川市)
- : 都市計画公園・緑地 (吉川市)



1 : 25,000



出典：  
「吉川市都市計画図」  
平成 23 年 吉川市  
「三郷市都市計画図」  
平成 22 年 三郷市

### 3. 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼の分布

計画地及び周辺地域における水系の状況は、図 5.1-4 に示すとおりである。

計画地周辺には、一級河川として計画地西側の中川及び東側の大場川があり、吉川市が管理する準用河川として、計画地北側から計画地内を流れる上第二大場川及び計画地北東側の西大場川がある。また、計画地及び周辺地域は水田であり、農業用水、農業排水の水路が数多く分布する。

#### (2) 上水道

計画地及び周辺地域における上水道の状況は、表 5.1-4 に示すとおりである。計画地が位置する吉川市の上水道普及率は、100.0%となっている。

表 5.1-4 上水道の状況（平成 22 年度）

市町村名	行政区域内 総人口 (人)	計画 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	普及率 (%)
吉川市	65,638	67,000	65,627	100.0
三郷市	132,066	142,000	132,056	100.0
越谷市	327,814	339,068	327,439	99.9
八潮市	83,201	95,000	83,198	100.0
草加市	244,896	255,000	244,896	100.0
千葉県流山市	164,946	166,500	162,502	98.5

注) 普及率=現在給水人口÷給水区域内人口×100

出典：「埼玉県の水道 平成 23 年度版」（平成 24 年 3 月 埼玉県保健医療部生活衛生課）  
「平成 22 年度 流山市水道事業年報」（平成 24 年 9 月 流山市水道局）

#### (3) 農業用水

計画地の大半は農地で、その殆どが水田として利用されているため、計画地内は、農業用水路が張り巡らされている。

計画地内の農業用水は、二郷半領用水路の木売堰より取水し、供給され、大場川へ排水されている。



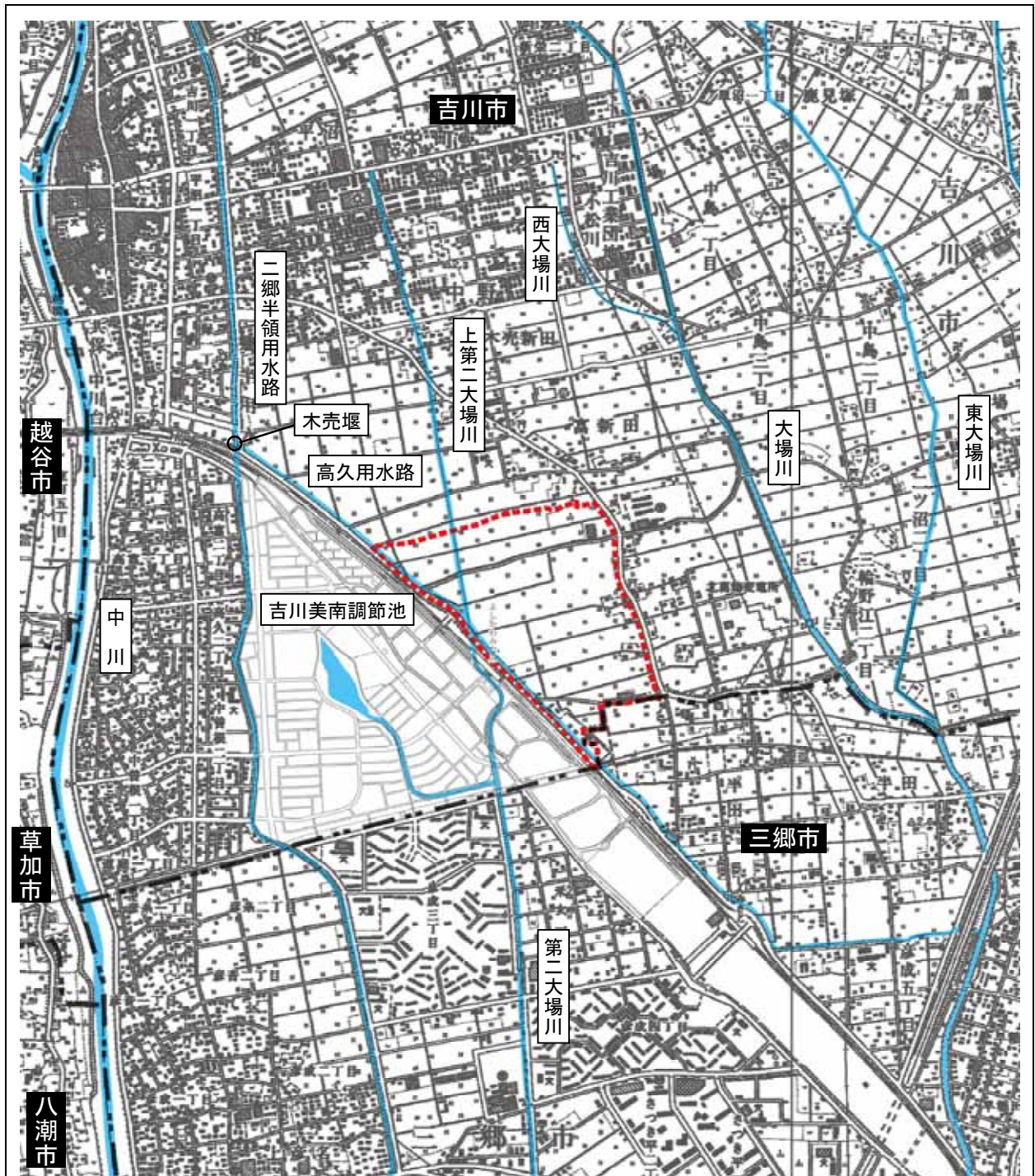


図 5.1-4 水系の状況

凡 例

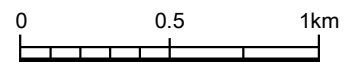
⋯⋯ : 計画地

- - - : 行政界

— : 河川・用水路等



1 : 25,000



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（越谷・流山）を使用したものである。

#### (4) 内水面漁業

埼玉県における内水面漁業権は荒川水系及び利根川水系に設定されている。

計画地周辺の河川に関わる漁業権は、中川を対象とした共第 6 号がある。漁業権の内容は表 5.1-5 に示すとおりである。

表 5.1-5 漁業権の内容 (平成 16 年 1 月 1 日免許・期間:H16.1.1~H25.12.31)

対象河川	免許番号	漁業権者	漁業権種
中川	共第 6 号	◎埼玉東部、埼玉中央、 埼玉南部、北埼玉利根、 埼玉県北部	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、たなご、なまず

注) ◎：共有申請における代表組合

出典：「埼玉県の第五種共同漁業権漁場・魚種(平成 16 年 1 月 1 日現在)」(埼玉県農林部生産振興課ホームページ)

### (5) 地下水の利用状況

関係市における地下水採取量の推移は表 5.1-6 に示すとおりである。

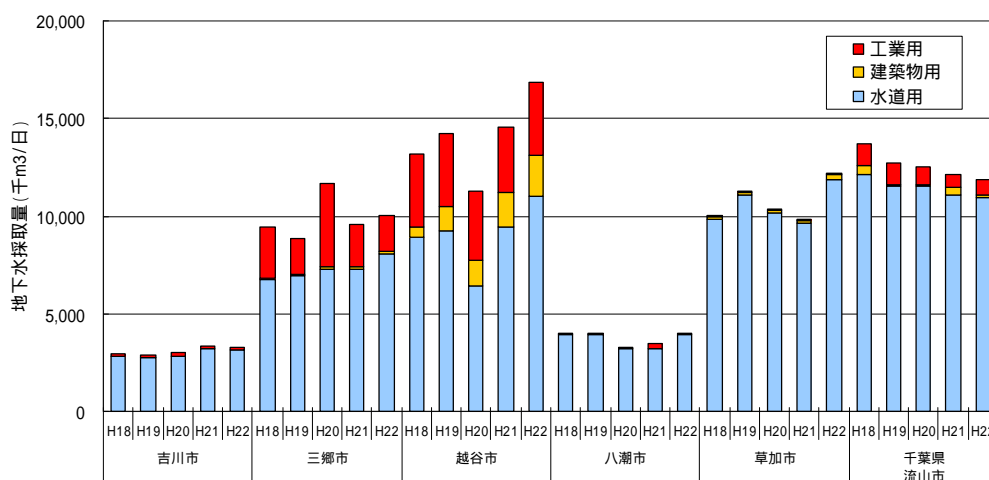
地下水の用途は、全ての市において水道用として最も多く利用されている。

計画地が位置する吉川市の地下水利用量は、概ね横ばい状態である。その他の関係市においては、越谷市で増加傾向となっている。

表 5.1-6 地下水採取量の状況

		(千 m <sup>3</sup> /日)				
	用途	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
吉川市	水道用	2816.0	2759.0	2828.4	3208.5	3132.8
	建築物用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	工業用	114.0	151.0	157.1	144.0	154.7
	計	2930.0	2910.0	2985.5	3352.5	3287.5
三郷市	水道用	6777.0	6919.0	7289.8	7288.5	8066.1
	建築物用	37.0	86.0	132.6	142.5	145.5
	工業用	2651.0	1841.0	4240.6	2156.9	1817.6
	計	9465.0	8846.0	11663.0	9587.9	10029.3
越谷市	水道用	8926.0	9249.0	6395.8	9469.7	10987.1
	建築物用	518.0	1268.0	1325.8	1770.9	2118.4
	工業用	3768.0	3731.0	3586.6	3326.7	3740.5
	計	13212.0	14248.0	11308.2	14567.3	16846.0
八潮市	水道用	3945.0	3943.0	3200.2	3209.0	3925.1
	建築物用	14.0	19.0	31.1	31.2	23.0
	工業用	29.0	34.0	29.4	212.2	49.7
	計	3988.0	3996.0	3260.7	3452.3	3997.8
草加市	水道用	9861.0	11101.0	10144.3	9637.3	11844.6
	建築物用	104.0	113.0	147.0	133.8	273.8
	工業用	70.0	77.0	81.1	88.1	91.4
	計	10035.0	11291.0	10372.4	9859.1	12209.8
千葉県 流山市	水道用	12162.0	11567.0	11525.0	11104.0	10980.0
	建築物用	399.0	59.0	56.0	362.0	130.0
	工業用	1166.0	1124.0	948.0	697.0	732.0
	計	13727.0	12750.0	12529.0	12163.0	11842.0

出典：「年別地下水採取量」(埼玉県環境部水環境課ホームページ)  
 「過去の揚水データ」(千葉県環境生活部水質保全課ホームページ)



出典：「年別地下水採取量」(埼玉県環境部水環境課ホームページ)  
 「過去の揚水データ」(千葉県環境生活部水質保全課ホームページ)

図 5.1-5 地下水採取量の推移

#### 4. 交通の状況

##### (1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は図 5.1-6 に示すとおりである。

計画地は、主要地方道越谷流山線に隣接している。

計画地周辺では、計画地の南東側に常磐自動車道、南西側に東京外環自動車道、西側の南北に主要地方道葛飾吉川松伏線、東側の南北に主要地方道三郷松伏線が走っている。

##### (2) 道路交通量

計画地周辺における交通網の状況は表 5.1-7 に示すとおりであり、交通量調査地点は図 5.1-6 に示すとおりである。

計画地に最も近い交通量調査地点「越谷流山線」の平日 12 時間交通量（自動車類計）は、7,249 台である。

##### (3) 鉄道

計画地周辺における交通網の状況は図 5.1-6 に示すとおりである。

計画地は、JR 武蔵野線および吉川美南駅に隣接している。また、計画地の南東側に流鉄流山線がある。



表 5.1-7(1) 交通量調査結果（平成 22 年度）

路 線 名	調 査 単 位 区 間 番 号		自動車類交通量			歩行者等交通量			
			上下合計			上下合計			
			小 型 車  (台)	大 型 車  (台)	合 計  (台)	歩 行 者 類  (人)	自 転 車 類  (台)	動 力 付 き 車 類  (台)	
埼 玉 県	東京外環 自動車道	200	平日昼間 12 時間	31,907	11,403	43,310	-	-	173
			平日 24 時間	43,449	16,838	60,287	-	-	-
		210	平日昼間 12 時間	9,694	3,492	13,186	-	-	51
			平日 24 時間	13,410	5,560	18,970	-	-	-
		220	平日昼間 12 時間	11,143	3,889	15,032	-	-	57
			平日 24 時間	15,587	6,279	21,866	-	-	-
	常磐自動車道	230	平日昼間 12 時間	46,649	22,309	68,958	-	-	227
			平日 24 時間	65,310	35,898	101,208	-	-	-
		240	平日昼間 12 時間	48,096	22,358	70,454	-	-	230
			平日 24 時間	67,097	35,961	103,058	-	-	-
	一般国道 4 号 東埼玉道路	10090	平日昼間 12 時間	8,441	2,985	11,426	164	1,076	522
			平日 24 時間	11,976	4,411	16,387	-	-	-
		10100	平日昼間 12 時間	4,213	1,364	5,577	44	275	235
			平日 24 時間	4,949	1,520	6,469	-	-	-
	一般国道 298号	11120	平日昼間 12 時間	20,461	9,015	29,476	75	722	802
			平日 24 時間	29,902	13,209	43,111	-	-	-
	三郷松伏線	40520	平日昼間 12 時間	2,431	891	3,322	-	-	-
			平日 24 時間	3,346	1,231	4,577	-	-	-
		40540*	平日昼間 12 時間	4,329	1,172	5,501	-	-	-
			平日 24 時間	5,830	1,596	7,426	-	-	-
	草加流山線	40710*	平日昼間 12 時間	8,397	3,680	12,077	329	714	681
			平日 24 時間	11,782	5,609	17,391	-	-	-
		40720*	平日昼間 12 時間	13,164	2,879	16,043	61	1,892	929
			平日 24 時間	17,544	4,114	21,658	-	-	-
40730*		平日昼間 12 時間	11,194	2,471	13,665	239	1,017	445	
		平日 24 時間	14,925	3,523	18,448	-	-	-	
越谷流山線	41540*	平日昼間 12 時間	12,625	2,812	15,437	166	887	443	
		平日 24 時間	16,839	4,001	20,840	-	-	-	
	41550*	平日昼間 12 時間	6,194	1,055	7,249	-	-	-	
		平日 24 時間	8,880	1,559	10,439	-	-	-	
	41570*	平日昼間 12 時間	9,580	1,199	10,779	111	889	359	
		平日 24 時間	12,523	2,029	14,552	-	-	-	
葛飾吉川 松伏線	41970*	平日昼間 12 時間	6,280	2,507	8,787	0	30	319	
		平日 24 時間	9,535	3,118	12,653	-	-	-	
	41980*	平日昼間 12 時間	8,163	2,893	11,056	12	105	224	
		平日 24 時間	11,182	3,744	14,926	-	-	-	
	41990*	平日昼間 12 時間	8,059	1,691	9,750	134	813	234	
		平日 24 時間	11,367	2,576	13,943	-	-	-	

注) 1 12 時間交通量調査：午前 7 時～午後 7 時、24 時間調査：午前 7 時～午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時  
 2 観測点は図 5.1-6 と対応する  
 3 \*の地点については、平日 24 時間値は平日昼間 12 時間（実測値）からの推計値である  
 4 \*\*の地点については、平成 17 年度データからの推計値である。  
 出典：「平成 22 年度 道路交通センサス 交通量総括表」（埼玉県県土整備部ホームページ）  
 「平成 22 年度 道路交通センサス 箇所別基本表（千葉県）」（国土交通省ホームページ）

表 5.1-7(2) 交通量調査結果（平成 22 年度）

	路線名	調査単位 区間番号		自動車類交通量			歩行者等交通量		
				上下合計			上下合計		
				小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付き 二輪車類 (台)
埼玉県	平方東京線	60020*	平日昼間 12 時間	5,696	1,987	7,683	-	-	-
			平日 24 時間	7,793	2,579	10,372	-	-	-
		60030	平日昼間 12 時間	8,408	3,101	11,509	-	-	-
			平日 24 時間	11,908	4,309	16,217	-	-	-
		60040	平日昼間 12 時間	7,092	3,059	10,151	-	-	-
			平日 24 時間	10,023	4,293	14,316	-	-	-
	川藤野田線	62750*	平日昼間 12 時間	5,358	2,665	8,023	-	-	-
			平日 24 時間	7,548	3,283	10,831	-	-	-
	上笹塚谷口線	63370*	平日昼間 12 時間	9,354	2,638	11,992	330	1,726	331
			平日 24 時間	13,423	3,726	17,149	-	-	-
	加藤平沼線	63380*	平日昼間 12 時間	6,965	953	7,918	348	891	282
			平日 24 時間	9,899	1,503	11,402	-	-	-
中井松伏線	63400**	平日昼間 12 時間	4,696	1,301	5,997	-	-	-	
		平日 24 時間	6,333	1,763	8,096	-	-	-	
柿木町蒲生線	63410*	平日昼間 12 時間	6,259	1,703	7,962	245	782	244	
		平日 24 時間	8,961	2,425	11,386	-	-	-	
千葉県	松戸野田線	40110*	平日昼間 12 時間	12,257	3,013	15,270	-	-	-
			平日 24 時間	17,438	4,398	21,836	-	-	-
	松戸野田線 (流山有料道路)	40130*	平日昼間 12 時間	8,762	2,365	11,127	-	-	-
			平日 24 時間	11,799	3,222	15,021	-	-	-
	松戸野田線	40160	平日昼間 12 時間	10,998	1,209	12,207	-	-	-
			平日 24 時間	14,703	1,637	16,340	-	-	-
	草加流山線	40870	平日昼間 12 時間	13,031	2,579	15,610	-	-	-
			平日 24 時間	19,737	4,183	23,920	-	-	-

注) 1 12 時間交通量調査：午前 7 時～午後 7 時、24 時間調査：午前 7 時～午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

2 観測点は図 5.1-6 と対応する

3 \*の地点については、平日 24 時間値は平日昼間 12 時間（実測値）からの推計値である

4 \*\*の地点については、平成 17 年度データからの推計値である。

出典：「平成 22 年度 道路交通センサス 交通量総括表」（埼玉県県土整備部ホームページ）

「平成 22 年度 道路交通センサス 箇所別基本表（千葉県）」（国土交通省ホームページ）

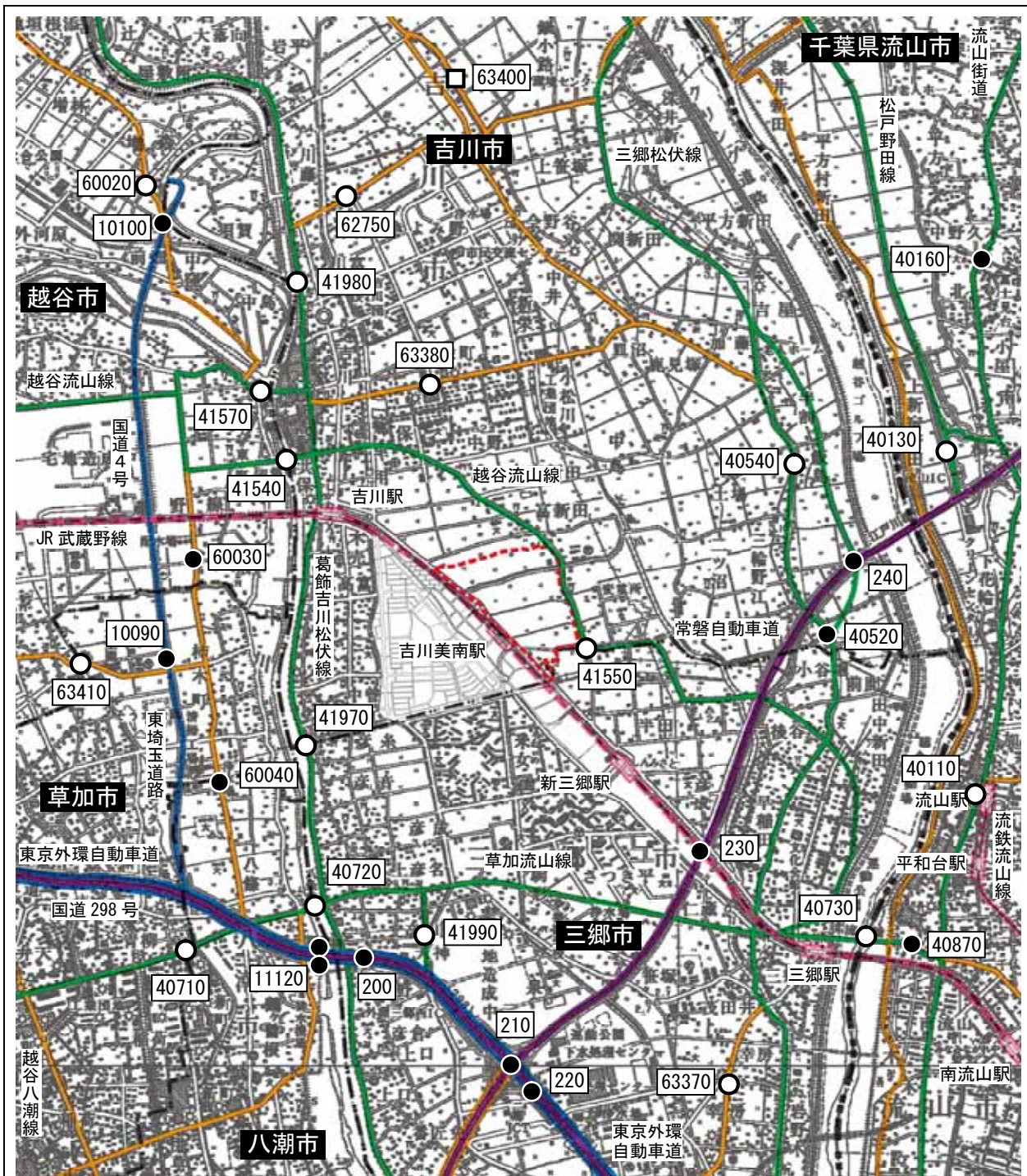


図 5.1-6 交通網及び交通量調査地点

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 鉄道 (JR)
- : 鉄道 (私鉄)
- : 一般交通量観測地点 (12 時間観測地点)
- : 一般交通量観測地点 (24 時間観測地点)
- : 平成 17 年度データからの推計地点



1 : 50,000



出典：「平成 22 年度 道路交通センサス 交通量調査結果」(埼玉県県土整備部ホームページ)  
 「平成 22 年度 道路交通センサス 箇所別基本表 (千葉県)」(国土交通省ホームページ)  
 この地図は、国土地理院発行の 5 万分の 1 地形図 (野田・東京東北部) を使用したものである。

5. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1) 環境保全その他について配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が必要な施設の区分と施設名は表5.1-8に、その分布状況は、図5.1-7に示すとおりである。

直近の配慮が必要な施設として、計画地の北側に埼玉葛クリニックおよび吉川市立北谷小学校が、計画地の北東側に埼玉県立吉川高校が存在する。

表 5.1-8(1) 環境保全上特に留意を要する施設（教育施設）

市 区 分	名 称	所 在 地
吉川市	越谷保育専門学校附属吉川幼稚園	吉川市保 780-13
	吉川ムサシノ幼稚園	吉川市美南 5-25-1
	ワカマツ幼稚園	吉川市鹿見塚 131-2
	吉川市立栄小学校	吉川市吉川 615-1
	吉川市立吉川小学校	吉川市平沼 73
	吉川市立北谷小学校	吉川市高富 857
	吉川市立中曽根小学校	吉川市中曽根 2-4
	吉川市立中央中学校	吉川市吉川 234-1
	吉川市立南中学校	吉川市保 672
	埼玉県立吉川高校	吉川市高久 600
	東洋医療福祉専門学校	吉川市保 1-21-7
	三郷市	三郷ひかり幼稚園
みさと団地みやおか幼稚園		三郷市彦成 3-125
みさと団地幼稚園		三郷市彦成 4-321
天使幼稚園		三郷市彦成 4-60-1
三郷市立彦糸小学校		三郷市彦成 3-10-23
三郷市立彦郷小学校		三郷市彦成 3-8-29
三郷市立桜小学校		三郷市彦成 4-5-16
三郷市立立花小学校		三郷市彦成 4-3-18
三郷市立後谷小学校		三郷市後谷 36-3
三郷市立瑞木小学校		三郷市さつき平 1-6-1
三郷市立早稲田中学校		三郷市彦成 5-56
三郷市立彦系中学校		三郷市彦成 3-14-4
三郷市立彦成中学校		三郷市彦成 4-1-19
三郷市立瑞穂中学校		三郷市大広戸 1001
埼玉県立三郷工業技術高校		三郷市彦成 3-325

出典：「埼玉県学校便覧」（平成24年9月 埼玉県教育局教育政策課ホームページ）  
「埼玉県の私立学校一覧」（平成24年5月 埼玉県総務部学事課ホームページ）  
「私立幼稚園ガイド」（全埼玉私立幼稚園連合会ホームページ）

表 5.1-8(2) 環境保全上特に留意を要する施設（病院）

市 区 分	名 称	所 在 地
吉川市	吉川中央総合病院	吉川市平沼 111
	埼玉葛クリニック	吉川市富新田 245
三郷市	三愛会総合病院	三郷市彦成 3-7-17

「病院名簿（市町村別）」（平成24年11月 埼玉県保健医療部医療整備課）を基に一部追加し作成

表 5.1-8(3) 環境保全上特に留意を要する施設（社会福祉施設）

市区分	区 分	名 称	所 在 地
吉川市	ケアハウス	ケアハウス平成	吉川市加藤 187-1
	有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン吉川	吉川市木売 2-11-3
		イリーゼよしかわ	吉川市美南 4-18-3
	認知症対応型老人共同生活援助事業	アシステッド・ナーシング彩樹苑	吉川市中曾根字北沼 862
	地域包括支援センター	吉川市第1地域包括支援センター	吉川市吉川 2-1-1
		吉川市第2地域包括支援センター吉川平成園	吉川市大字加藤 187-1
		吉川市第3地域包括支援センター	吉川市平沼 263
	地域活動支援センター	吉川市地域活動支援センター	吉川市中井 3-177-2
	障害児通園（デイサービス）事業	吉川市こども発達センター	吉川市木売新田 16
	児童厚生施設	吉川市児童館ワンダーランド	吉川市美南 5-3-1
	福祉事務所	吉川市福祉事務所	吉川市吉川 2-1-1
	保育所	第二保育所	吉川市木売新田 16
		吉川団地保育園	吉川市吉川団地 5-16
		青葉保育園	吉川市木売新田 47
		育暎保育園	吉川市高富 2-12-6
		吉川つばさ保育園	吉川市保 1-24-1
		かほ保育園	吉川市美南 4-2-3
	コピープリスクールよしかわステーション	吉川市木売 1-8-3	
社会福祉協議会	(福)吉川市社会福祉協議会	吉川市吉川 2-1-1	
三郷市	有料老人ホーム	難病ケアハウス仁	三郷市彦成 2-336
		健康百年くらぶ	三郷市彦糸1丁目180番地181番地2
	老人憩の家	三郷市立老人憩いの家やすらぎ壮	三郷市彦成 4-24-1
	地域包括支援センター	三郷市地域包括支援センターみずぬま	三郷市上彦名 870
		三郷市地域包括支援センターしいの木の郷	三郷市彦成3丁目7-7-1104
	障害福祉サービス事業所	グループホームサンハウス	三郷市早稲田 4-23-5
	地域活動支援センター	地域活動支援センターオアシス	三郷市上彦名 567-3
	児童厚生施設	三郷市立北児童館	三郷市彦成 3-7-19-301
	保育所	さくら保育所	三郷市彦成 4-4-16
		もみじ保育所	三郷市彦成 3-11-20
		たちばな保育所	三郷市彦成 3-7-18
彦成保育所		三郷市彦成 2-278	

「埼玉県社会福祉施設等名簿」（平成24年5月 埼玉県福祉部社会福祉課ホームページ）を基に一部修正し作成



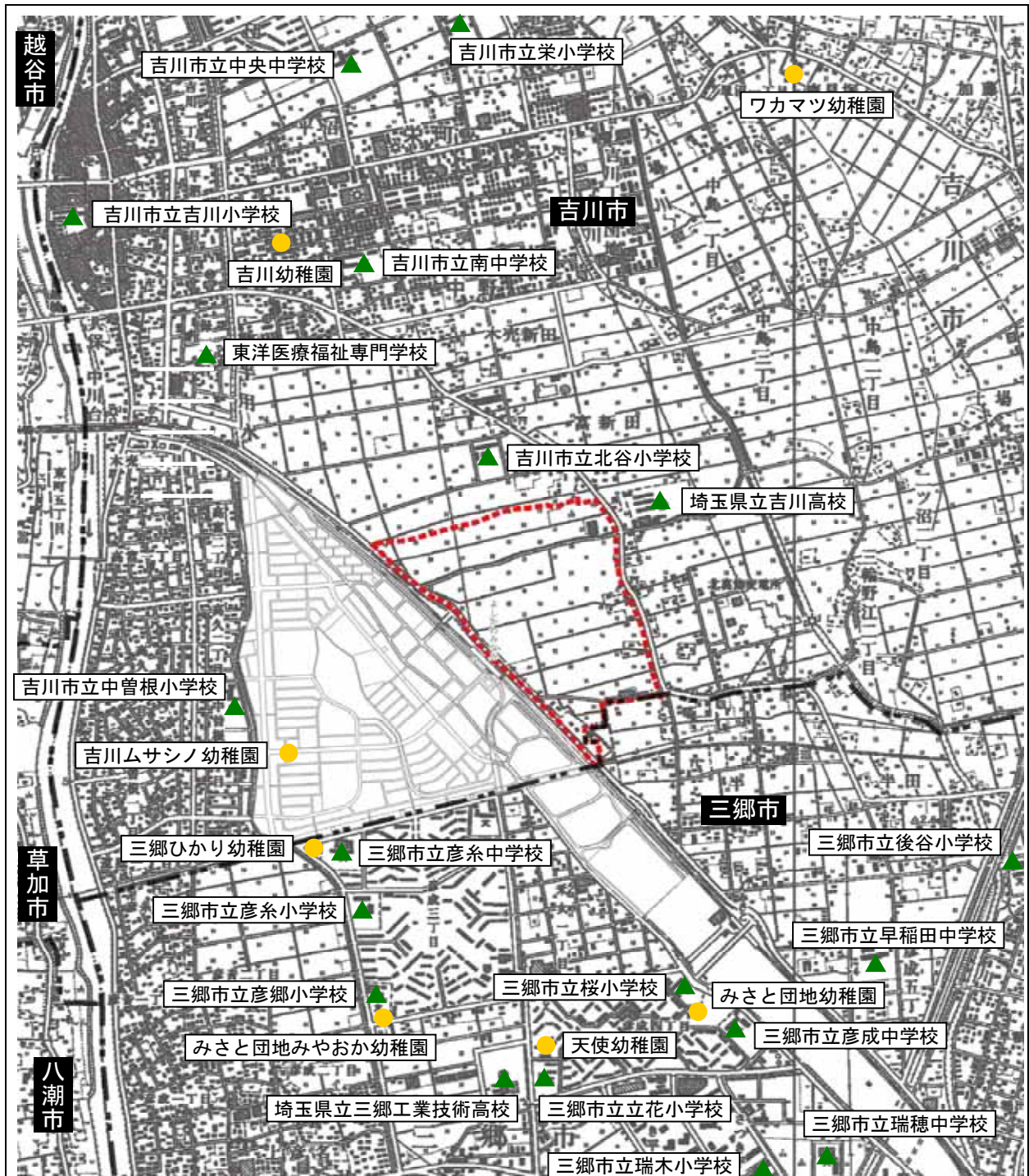


図 5.1-7(1) 環境保全上配慮が必要な施設（教育施設）

凡 例

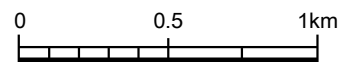
⋯⋯ : 計画地

— : 行政界

▲ : 学校 ● : 幼稚園



1 : 25,000



出典：「埼玉県学校便覧」（平成 24 年 9 月 埼玉県教育局教育政策課ホームページ）  
「埼玉県の私立学校一覧」（平成 24 年 5 月 埼玉県総務部学事課ホームページ）  
「私立幼稚園ガイド」（全埼玉私立幼稚園連合会ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図（越谷・流山）を使用したものである。



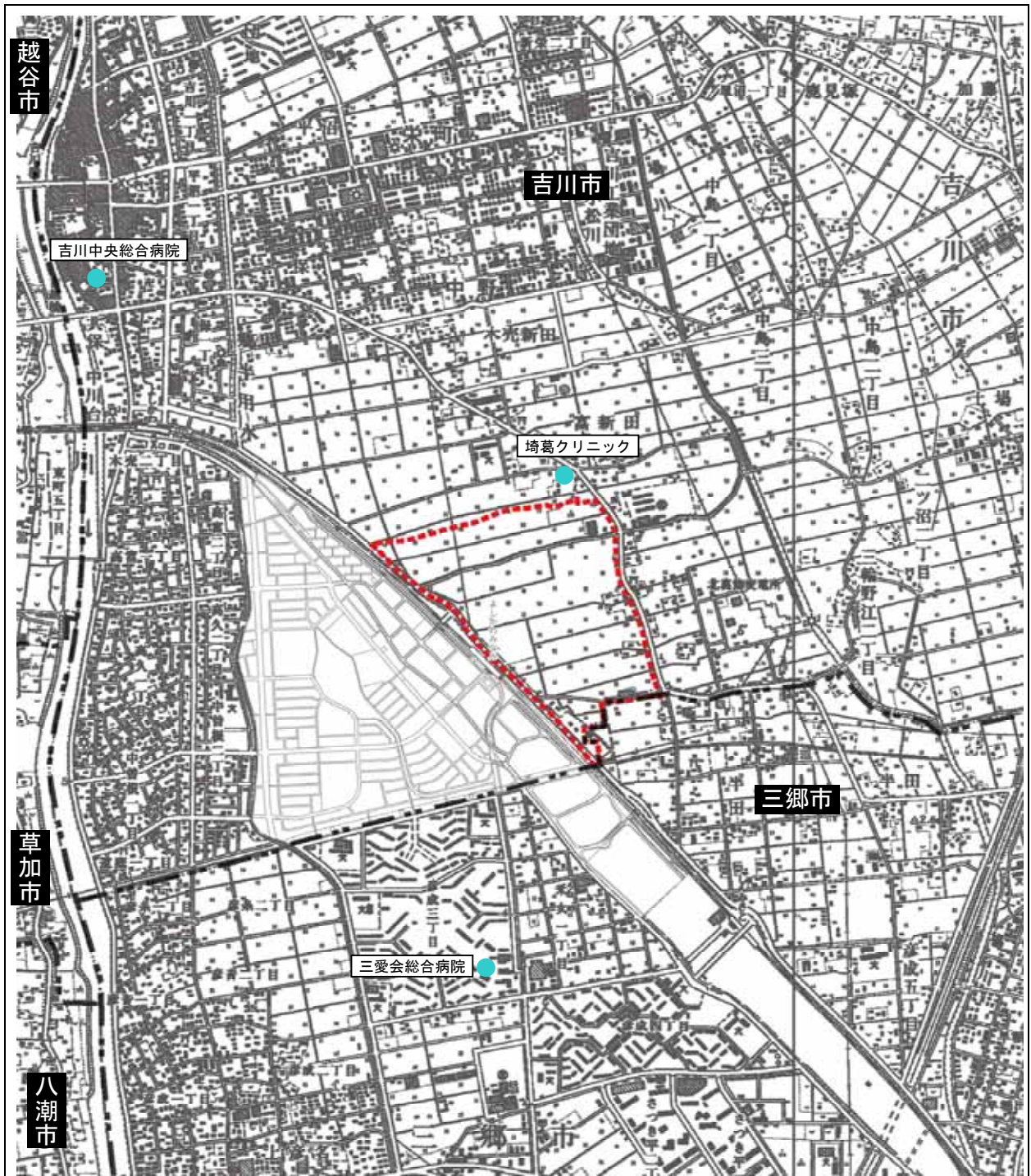


図 5.1-7(2) 環境保全上配慮が必要な施設（病院）

凡 例

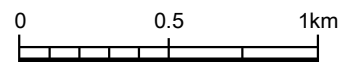
⋯⋯ : 計画地

— : 行政界

● : 病院



1 : 25,000



「病院名簿（市町村別）」（平成 24 年 11 月 埼玉県保健医療部医療整備課）を基に一部追加して作成。  
この地図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図（越谷・流山）を使用したものである。



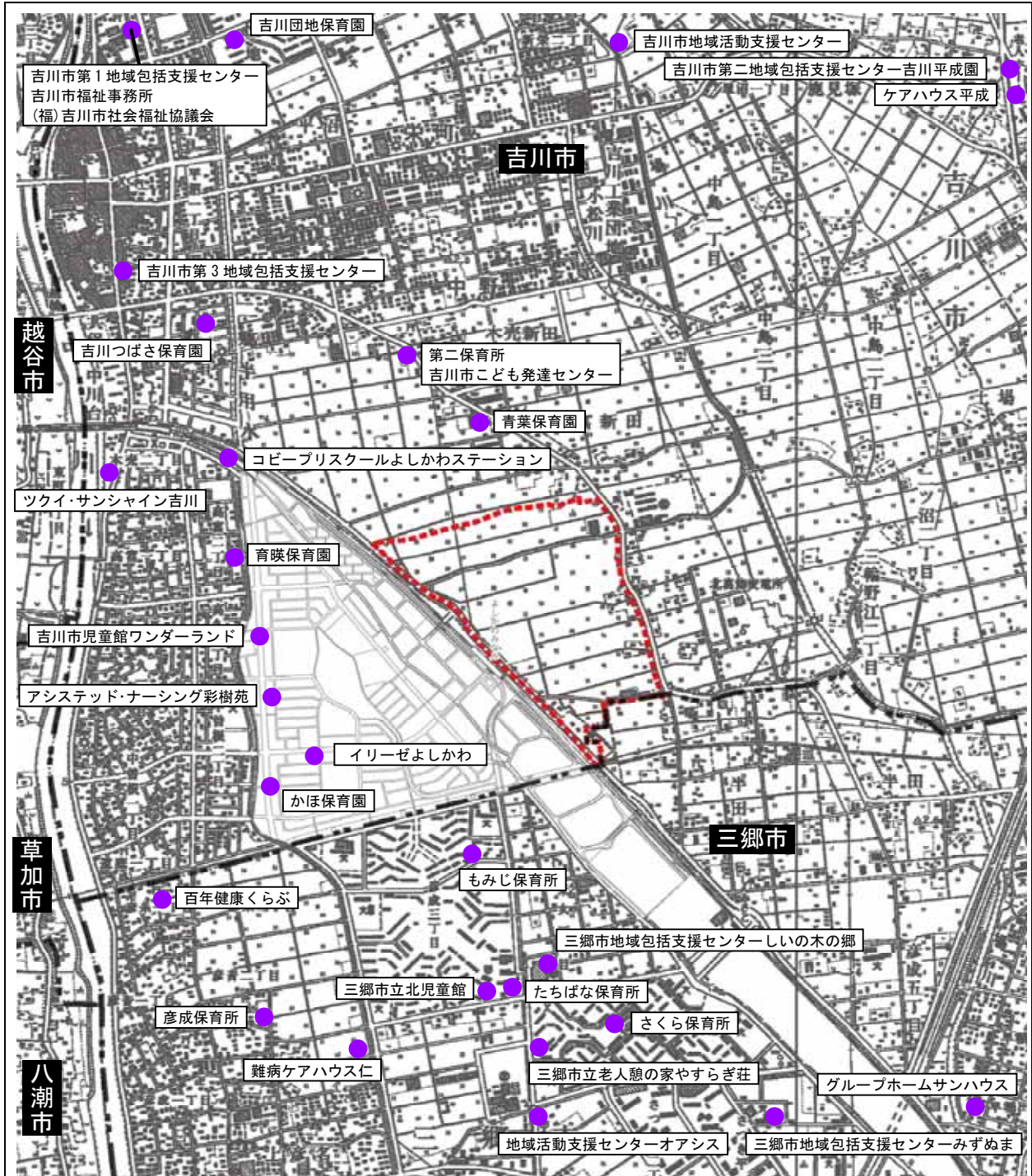


図 5.1-7 (3) 環境保全上特に留意を要する施設  
(社会福祉施設)

凡 例

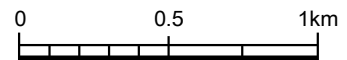
⋯⋯ : 計画地

— : 行政界

● : 社会福祉施設



1 : 25,000



「埼玉県社会福祉施設等名簿」（平成 24 年 5 月 埼玉県福祉部社会福祉課ホームページ）を基に一部修正して作成。  
この地図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図（越谷・流山）を使用したものである。



## (2) 環境保全についての配慮が必要な住宅

環境保全上配慮が必要な住宅としては、都市計画法第9条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域があげられる。

計画地及び周辺地域における都市計画法に基づく用途地域の状況は、図5.1-3に示したとおりである。計画地の南西側では、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定されている。

## 6. 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

### (1) 下水道

関係市における公共下水道整備状況は、表 5.1-9 に示すとおりである。

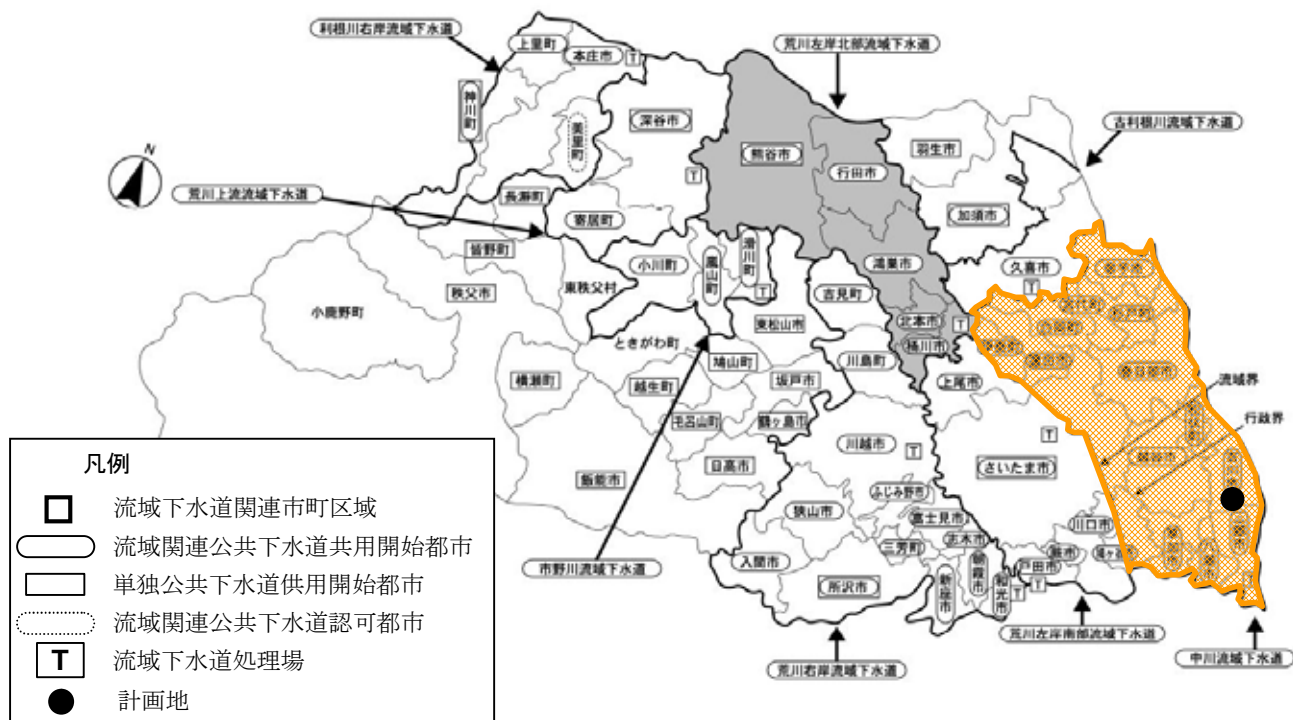
計画地のある吉川市の下水道普及率は、79.9%となっている。その他の関係市は、70%～90%前後の普及率となっている。計画地周辺の施設は、中川水循環センターが存在し、場所は図 5.1-10 に示すとおりである。

なお、計画地は下水道全体計画の区域に含まれている。

表 5.1-9 下水道整備状況（平成 21 年度末）

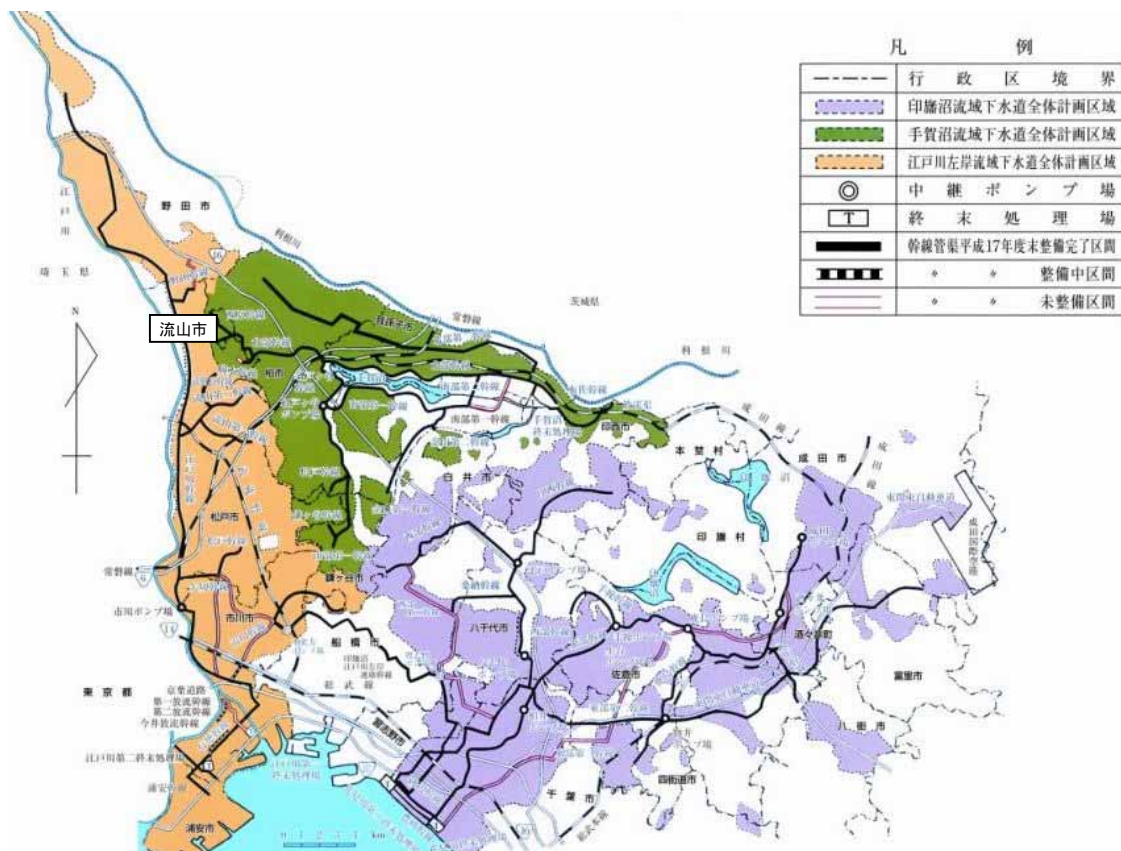
流域	都市名	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	普及率(%) B/A
中川流域	吉川市	65,147	52,060	79.9
	三郷市	129,557	93,625	72.3
	越谷市	321,766	263,199	81.8
	八潮市	80,002	53,893	67.4
	草加市	237,872	215,112	90.4
江戸川左岸流域 手賀沼流域	千葉県流山市	161,258	115,364	71.5

注) : 行政人口は、平成 22 年 3 月末日現在（千葉県流山市は平成 23 年 4 月 1 日現在）の住民基本台帳人口  
 出典：「平成 21 年度末の公共下水道整備状況一覧表」（埼玉県都市整備部下水道課ホームページ）  
 「平成 23 年版流山市統計書」（平成 24 年 10 月 流山市総合政策部企画政策課）



出典：「平成 23 年度版 埼玉県環境白書 資料編」（平成 23 年 12 月 埼玉県環境部環境政策課）

図 5.1-8 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況図（平成 23 年 4 月 1 日現在）



出典：「千葉県の下水道 2011」（平成 23 年 12 月 千葉県県土整備部下水道課）

図 5.1-9 千葉県流域下水道計画図

## (2) し尿処理

計画地のある吉川市のし尿処理量の推移は表 5.1-10 に、関係市のし尿処理量は表 5.1-11 に示すとおりである。

平成 17 年以降、生し尿処理量は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥処理量は概ね横ばい傾向である。計画地周辺の施設は、埼玉県資源環境組合第二工場が存在し、場所は図 5.1-10 に示すとおりである。

表 5.1-10 吉川市のし尿処理量の推移

年度	生し尿			浄化槽		
	世帯	人口	年間処理量 (kℓ)	世帯	人口	年間処理量 (kℓ)
17	441	1,167	1,134	6,548	16,945	6,465
18	419	1,087	1,090	6,515	16,366	6,607
19	390	1,000	983	6,118	14,671	6,495
20	357	873	925	6,482	15,128	6,614
21	326	779	877	6,116	14,745	6,460

出典：「統計よしかわ（平成 22 年度版）」（平成 23 年 5 月 吉川市）

表 5.1-11 関係市のし尿処理量（平成 22 年度実績）

市町村名	汲み取り		浄化槽	
	人口 (人)	し尿年間処理量 (kℓ)	人口 (人)	汚泥年間処理量 (kℓ)
吉川市	758	845	13,945	6,725
三郷市	4,715	4,037	46,247	12,426
越谷市	5,048	8,467	64,932	18,473
八潮市	2,037	2,529	29,011	11,887
草加市	2,048	2,071	25,102	9,557
千葉県流山市	3,538	2,567	48,929	14,548

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成 22 年度実績～」（平成 24 年 8 月 埼玉県環境部資源循環推進課）  
「平成 22 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について」  
（平成 24 年 11 月 千葉県環境生活部資源循環推進課）

### (3) ごみ処理

計画地のある吉川市のごみ処理量推移は表 5.1-12 に、関係市のごみ処理量は表 5.1-13 に示すとおりである。

平成 17 年度以降、ごみ搬出量は家庭系、事業系ともに減少している。家庭系ごみの分別状況を見ると、燃えるごみが減少しているが、その他については概ね横ばい状態となっている。

計画地周辺には東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場、東埼玉資源環境組合第一工場、吉川市環境センター、吉川市一般廃棄物最終処分場、三郷市不燃物処理場、流山市クリーンセンターが存在し、場所は図 5.1-10 に示すとおりである。

表 5.1-12(1) 吉川市のごみ処理量の推移（ごみ搬出量）

年度	収集世帯	収集人口	年間排出量 (t)			1 人年間 排出量 (kg)	1 人 1 日 排出量 (g)
			計	家庭系	事業系		
17	22,094	61,888	21,719	16,167	5,552	351	961
18	22,761	63,083	21,599	16,384	5,215	342	938
19	23,534	64,419	21,113	16,097	5,016	328	895
20	24,138	65,305	20,748	15,994	4,754	318	870
21	24,684	66,100	20,315	15,812	4,503	307	842

出典：「統計よしかわ（平成 22 年度版）」（平成 23 年 5 月 吉川市）

表 5.1-12(2) 吉川市のごみ処理量の推移（家庭系ごみの分別収集状況）

年度	1 人年間 収集量 (kg)	収集処理量 (t)					
		総計	燃える ごみ	燃えない ごみ	有害ごみ	かん	びん
17	261	16,167	12,907	326	70	262	481
18	260	16,384	12,773	356	49	245	504
19	250	16,097	12,704	340	48	241	494
20	245	15,994	12,764	337	50	229	484
21	239	15,812	12,636	329	56	247	484

出典：「統計よしかわ（平成 22 年度版）」（平成 23 年 5 月 吉川市）

表 5.1-13 関係市のごみ処理量（平成 22 年度実績）

市町村名	総人口 (人)	搬入量			集団回収量 (t)	1 人 1 日あたりの 排出量 (集団回収を除く) (g)
		A 生活系 (t)	B 事業系 (t)	A+B 総搬入量 (t)		
吉川市	65,423	15,660	4,604	20,264	1,610	849
三郷市	129,899	32,458	9,950	42,408	4,045	894
越谷市	322,682	75,071	25,724	100,795	9,631	856
八潮市	80,184	20,483	9,053	29,536	1,176	1,009
草加市	238,329	57,547	15,169	72,716	5,875	836
千葉県流山市	162,642	36,676	10,793	47,469	8,482	800

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成 22 年度実績～」（平成 24 年 8 月 埼玉県環境部資源循環推進課）  
「平成 22 年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について」  
（平成 24 年 11 月 千葉県環境生活部資源循環推進課）



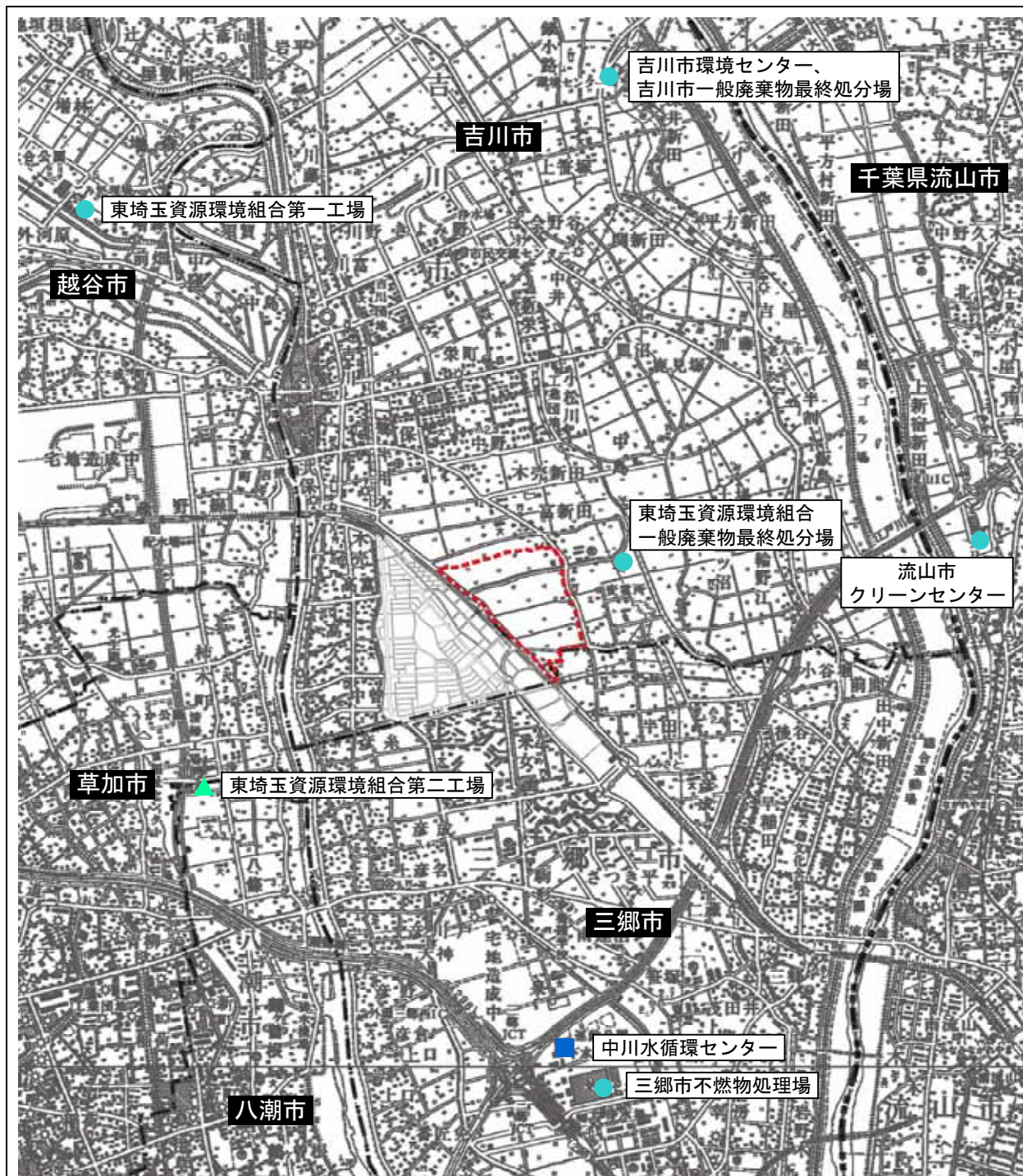
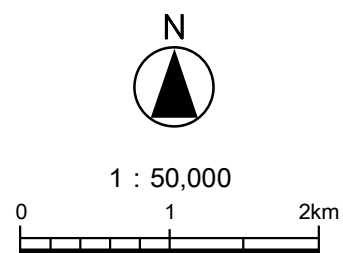


図 5.1-10 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設位置図

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- : ごみ処理施設
- ▲ : し尿処理施設
- : 下水処理施設



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（野田・東京東北部）を使用したものである。

## 7. 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)は、表5.1-14(1)に示すとおりである。

また、平成12年1月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)が施行され、表5.1-14(2)に示すとおり大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)が定められた。

表5.1-14(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期的評価> 測定結果の1年平均値について評価を行う。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)改正：平成8年10月25日環境省告示第73号  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)改正：平成8年10月25日環境省告示第74号  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」  
(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)改正：平成13年4月20日環境省告示第30号  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

表5.1-14(2) 大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」  
(平成11年 環境庁告示第68号)



② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図 5.1-11 に示すとおりである。計画地は、26 号地域に該当するため、K 値 9.0 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



K 値

根拠法令	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
項 目 地 域	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準)	条 例 第 5 0 条
			S49.4.1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 24 年 10 月 埼玉県環境部大気環境課）

図 5.1-11 硫黄酸化物に係る K 値規制図



埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業地内において立地の可能性が考えられるばい煙発生施設の「大気汚染防止法」に基づく、ばいじんの排出基準は、表 5.1-15 に示すとおりである。

表 5.1-15 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の 種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素濃度 (On%)	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	On の 扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	-	
		4 未満		0.10	-	
	液体専焼 及び 液体・ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	
		1～4		0.25	-	
		1 未満		0.30	-	当分の間 Os
ガスタービン		-	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常用 施設は当分の間適 用を猶予する。	

注) 1 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 24 年 10 月 埼玉県環境部大気環境課）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 法律 97 号）

「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 政令第 329 号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 厚生省・通産産業省令第 1 号）

埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業地内において立地の可能性が考えられるばい煙発生施設の「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は、表 5.1-16 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 5.1-16 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素濃度 On(%)	排出基準 <sup>注4)</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60
		10～50		100
		4～10		100
		1～4		100
		1 未満		150
	排煙脱硫装付 <sup>注1)</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130
		4～50		150
		1～4		150
		1 未満		180
	液体燃焼ボイラー <sup>注2)</sup> (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130
		4～50		150
		1～4		150
1 未満		180		
ガスタービン <sup>注3)</sup>	ガス専焼	4.5 以上	16	70
		4.0～4.5		
		4.0 未満		
	液体燃焼	4.5 以上		
		4.0～4.5		
		4.0 未満		

注1) 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

注2) 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型のものは適用除外される。

注3) 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

注4) 排出基準については、ボイラーは昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンは平成 3 年 2 月 1 日以降に設置のものについての数値。

出典：「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 24 年 10 月 埼玉県環境部大気環境課)

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 法律第 97 号)

「大気汚染防止法施行令」(昭和 43 年 政令第 329 号)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 厚生省・通商産業省令第 1 号)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）発生施設に係る規制基準は、表 5.1-17 に示すとおりである。

表 5.1-17 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）の規制基準

項	VOC排出施設	規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000 m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が 100,000 m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設：700ppmC 新設：400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /時以上	木材・木製品（家具を含む） の製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び 4 の項に掲げる施設を除く。）	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する 面の面積が5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kℓ以上	新設 全て：60,000ppmC
			既設 2,000kℓ以上：60,000ppmC 2,000kℓ未満：当分の間猶予

- 注) 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算する。  
 2 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まれないものとする。  
 3 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。  
 4 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として使用しているものとする。  
 5 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である（設置の工事が着手されているものを含む）。  
 6 ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率を示す。

出典：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」（平成24年10月 埼玉県環境部大気環境課）

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準は、表 5.1-18 に示すとおりである。

表 5.1-18 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備（内蔵されるものを含む。）を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2 1を除く使用施設 規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる）  【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるAの値が30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）}}{\text{原材料の年間使用量（単位 kg）}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるBの値が50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量（単位 kg）}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成24年10月 埼玉県環境部大気環境課）

## イ. 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月法律第 70 号）に基づき、埼玉県内には 61 市町村（平成 14 年 10 月時点の行政区域を基準とする）が対策地域に指定されており、吉川市についても対策地域に指定されている。



出典：「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域図」（埼玉県環境部大気環境課ホームページ）

図 5.1-12 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域図

## (2) 水質

### ① 環境基本法等に基づく水質に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）は、河川については表5.1-19(1)(2)に示すとおりであり、地下水については表5.1-19(3)に示すとおりである。

また、平成12年1月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）が施行され、表5.1-19(4)に示すとおり水質に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年環境庁告示第68号）が定められた。

表5.1-19(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示 59号）

表 5. 1-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級、 水産 1 級、 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級、 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考

備考 1. 基準値は、日平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄化操作を行うもの  
 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの  
 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの  
 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級 : コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの  
 注) 2 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度  
 出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 環境庁告示 59 号)

(イ)

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 環境庁告示 59 号)

表 5.1-19(3) 地下水の環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下
1、2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1、1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1、3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下
1、4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、所定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 1、2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 環境庁告示第 10 号）  
 「平成 23 年度版 埼玉県環境白書 資料編」（埼玉県環境部環境政策課）

表 5.1-19(4) 水質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値（年間平均値）
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/l 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示 68 号）



## ② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域又は指定地域

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく水質汚濁に係わる排水基準は、表 5.1-20 に示すとおりである。

また、「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類（業種その他の区分）及び排出水の量に応じた上乘せ基準が県内全域の公共用水域について適用されている。その上乘せ排水基準は表 5.1-21 に示すとおりである。

さらに、総量規制に係る閉鎖性水域として東京湾が指定されており、図 5.1-13 に示すとおり計画地のある吉川市は、規制対象地域にあたる。そのため、排水量 50m<sup>3</sup>/日以上の特定期間内での特定事業所は、COD、窒素含有量及びリン含有量について総量規制基準が適用される。

なお、本事業地内において発生する排水については、公共下水道によって処理する予定であり、表 5.1-22 に示す「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号）が適用される。

表 5.1-20(1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/l
シアン化合物	シアン 1mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチル、パラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/l
六価クロム化合物	0.5mg/l
砒素及びその化合物	0.1mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと <small>備考1)</small>
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l
トリクロロエチレン	0.3mg/l
テトラクロロエチレン	0.1mg/l
ジクロロメタン	0.2mg/l
四塩化炭素	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
チウラム	0.06mg/l
シマジン	0.03mg/l
チオベンカルブ	0.2mg/l
ベンゼン	0.1mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/l
ほう素及びその化合物 ※	ほう素 10mg/l
ふっ素及びその化合物 ※*	ふっ素 8mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100mg/l <small>備考2)</small>
備考 1. 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。	

注) 1 ※：一部の業種については、水質汚濁防止法による暫定値が適用される。

2 \*：一部の業種については、上乗せ条例による暫定基準が適用される。

備考 1) 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 2) 砒（ひ）素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）

「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年政令第188号）

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「工場・事業場等排水の水質規制」（平成24年4月埼玉県環境部）

表 5.1-20(2) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD) #	160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	200mg/ℓ (日間平均 150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ
亜鉛含有量 ※	2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量 ※*	120mg/ℓ (日間平均 60mg/ℓ)
磷含有量 ※*	16mg/ℓ (日間平均 8mg/ℓ)
備 考	
1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。	
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。	
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。	
6. 窒素（磷）含有量についての排水基準は、窒素（磷）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき、9,000 ミリグラムを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

注) 1 ※：一部の業種については、水質汚濁防止法による暫定値が適用される。

2 \*：日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用される。

3 #：湖沼に直接排水される場合に適用される。

出典：「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 法律第 138 号）

「水質汚濁防止法施行令」（昭和 46 年 政令第 188 号）

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 総理府令第 35 号）

「工場・事業場等排水の水質規制」（平成 24 年 4 月 埼玉県環境部）

表 5.1-21 水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）

特定施設		上乘せ項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)		フェノール類含有量
1の2	豚房 (総面積50㎡以上)		80 (日間平均60)		150 (日間平均120)		5
	牛房 (総面積200㎡以上)						
	馬房 (総面積500㎡以上)						
69	と畜業・死亡獣畜取扱業	既存	新規	既存	新規		
2001	指定地域特定施設						
72	し尿処理施設 処理対象人員が201～500人で指定地域内に設置されるもの	し尿浄化槽	60	25 (日間平均20)	80 (日間平均70)	60 (日間平均50)	
		その他			30		
73	下水道終末処理施設	25 (日間平均20)		60 (日間平均50)		1	
	上記以外の特定施設指定排水施設						

- 注) 1 上乘せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。  
 2 共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。  
 3 既存・新規の施設…平成4年4月1日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。  
 4 水濁法施行例別表第1 1の2号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が30m<sup>3</sup>（市街化区域にあつては10m<sup>3</sup>）以上の場合又は日平均汚濁負荷量（BOD）が60kg（市街化区域にあつては、20kg）以上の場合に適用する。  
 5 既設・新設の事業場…ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でのその施設を設置していた事業場を既設、それ以外を新設とする。

出典：「工場・事業場等排水の水質規制」（平成24年4月 埼玉県環境部）



出典：「平成23年度版 埼玉県環境白書 資料編」（平成23年12月 埼玉県環境部環境政策課）

図 5.1-13 埼玉県における総量規制

表 5. 1-22 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/l以下	チオベンカルブ	0.2mg/l以下
シアン化合物	シアン 1mg/l以下	ベンゼン	0.1mg/l以下
有機リン化合物	1 mg/l以下	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/l以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/l以下	ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/l以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/l以下	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/l以下
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/l以下	フェノール類	5mg/l以下
水銀及びアルキル水銀化合物 その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/l以下	銅及びその化合物	銅 3mg/l以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg/l以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	鉄 10mg/l以下
トリクロロエチレン	0.3mg/l以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	マンガン 10mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	クロム及びその化合物	クロム 2mg/l以下
ジクロロメタン	0.2mg/l以下	ダイオキシン類	10pg/l以下
四塩化炭素	0.02mg/l以下	アンモニア性窒素、亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素含 有量	380mg/l未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	水素イオン濃度 (pH)	5～9未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/l未満(5日間)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下	浮遊物質量 (SS)	600mg/l未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下	窒素含有量	240mg/l以下
チウラム	0.06mg/l以下	磷含有量	32mg/l未満
シマジン	0.03mg/l以下	沃素消費量	220mg/l未満

- 注) 1 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合。  
 2 海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合。  
 3 沃素消費量は、「埼玉県流域下水道接続等取扱要綱に基づく公共下水道管理者の水質に係る原因調査依頼を行う基準」に適用される基準を示している。

出典：「下水道法施行令」(昭和34年政令第147号)

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法等に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）は、表 5.1-23 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置している（「図 5.1-3 都市計画図」参照）。計画地のうち、主要地方道越谷流山線に面する道路端から 15m の範囲については、幹線交通を担う道路に近接する空間が適用される。

それ以外の区域については、一般地域及び道路に面する地域の B 地域が適用される。

表 5.1-23 騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分			時間区分	
			昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
一般地域	A 地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	B 地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
	C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)	屋外		70dB 以下	65dB 以下
	窓を閉めた室内		45dB 以下	40dB 以下

■：計画地が現状において適用を受ける区分

- 注) 1 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。  
 ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル  
 ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示 64 号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第96号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場に係る騒音の規制基準は、表5.1-24に示すとおりである。

計画地が位置する吉川市は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、第2種区域が適用される(「図5.1-3都市計画図」参照)。

表5.1-24 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく

特定工場に係る騒音の規制基準

時間区分 区域区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌朝の午前6時まで)
第1種区域	50dB	45dB	45dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

■ : 計画地が現状において適用を受ける区分

注) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次に定めるとおりとする。

イ 第1種区域 次に掲げる区域をいう。

- (1) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の指定がされている区域
- (2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により指定された狭山近郊緑地保全区域(入間市の区域内の区域に限る。)及び平林寺近郊緑地保全区域

ロ 第2種区域 次に掲げる区域をいう。

- (1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定による第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の指定がされている区域(ハの(2)に掲げる地区を除く。)
- (2) 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第八条第一項第一号の規定による用途地域の指定がされていない区域(イの(2)に掲げる区域並びにニに規定する児玉工業団地の区域を除く。)
- (3) 都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされていない区域

ハ 第3種区域 次に掲げる区域及び地区をいう。

- (1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定による近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域
  - (2) 都市計画法第八条第一項第二号の規定により定められた行田都市計画特別工業地区
- ニ 第4種区域 都市計画法第八条第一項第一号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域並びに本庄市共栄及び児玉町共栄並びに児玉郡神川町大字元原並びに上里町大字嘉美及び大字大御堂に存する児玉工業団地の区域

注) 2 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設の有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から更に5dB減じた値である。

出典: 「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)

「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課ホームページ)



「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表 5.1-25 に示すとおりである。

計画地は、現在、市街化調整区域で、第 1 号区域が適用される（「図 5.1-3 都市計画図」参照）。

表 5.1-25 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
区域の区別							
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業	85dB	午前 7 時から午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
		2 びょう打機を使用する作業					
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機を使用する作業							
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業							
6 バックホウを使用する作業							
7 トラクターショベルを使用する作業							
8 ブルドーザーを使用する作業							
第 2 号区域	工業地域、工業専用地域（一部地域・騒音のみ指定）			午後 10 時から午前 6 時の時間内であること	1 日 14 時間を越えないこと		

■：計画地が現状において適用を受ける区分

- 注) 1 騒音の規制に関する基準は、第 1 号の区域においては、午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、第 2 号区域においては、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこととする。
- 2 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほか、1 日当たりの作業時間を\*欄に掲げる時間から 4 時間までの範囲で短縮することができる。
- 3 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

出典：「騒音規制法」（昭和 43 年 法律第 98 号）  
「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和 54 年 埼玉県告示第 589 号）  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」（昭和 54 年 埼玉県告示第 591 号）  
「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1-26 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており（「図 5.1-3 都市計画図」参照）、計画地のうち主要地方道越谷流山線に接する区域については、b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域が適用される。

それ以外の区域については、b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域が適用される。

表 5.1-26 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時～午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

■：計画地が現状において適用を受ける区分

注) 1 ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

注) 2 a 区域：①第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

②安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域の部分に限る）、狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（a 区域の②を除く）

c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

出典：「平成 23 年度版 埼玉県環境白書 資料編」（埼玉県環境部環境政策課）

#### (4) 振動

##### ① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場に係る振動の規制基準は、表5.1-27に示すとおりである。

計画地が位置する吉川市は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第1種区域が適用される(「図5.1-3 都市計画図」参照)。

表5.1-27 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく

##### 特定工場に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から午前8時まで)
第1種 区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域 及び用途地域以外の地域	60dB	55dB
		65dB	60dB

■：計画地が現状において適用を受ける区分

注) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設の有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲

注) おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から更に5dB減じた値である。

出典: 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)

「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)

「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課ホームページ)

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る振動の規制基準は、表 5.1-28 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第 1 号区域が適用される（「図 5.1-3 都市計画図」参照）。

表 5.1-28 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
区域の区別							
第 1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 80m 以内の区域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業	75dB	午前 7 時から午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を越えないこと	日曜・休日でないこと
	第 2 号区域			工業地域、工業専用地域（一部地域・騒音のみ指定）	午前 6 時から午後 10 時の時間内であること		

■：計画地が現状において適用を受ける区分

注) 1 振動の規制に関する基準は、第 1 号の区域においては、午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、第 2 号区域においては、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこととする。

注) 2 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

出典：「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（昭和 52 年 埼玉県告示第 1342 号）

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定」（昭和 52 年 埼玉県告示第 1344 号）

「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1-29 に示すとおりである。  
 計画地は、市街化調整区域に位置しており、計画地に接する主要地方道越谷流山線は第 1 種区域が適用される（「図 5.1-3 都市計画図」参照）。

表 5.1-29 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時まで)
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第一種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域	65dB	60dB
2 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70dB	65dB

■：計画地が現状において適用を受ける区分

注) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設の有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から更に 5dB 減じた値である。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 総理府令第 58 号）



(5) 土壌汚染

① 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）は、表5.1-30(1)に示すとおりである。

また、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）が施行され、表5.1-30(2)に示すとおり、土壌に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年環境庁告示第68号）が定められた。

表5.1-30(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1リットルにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1mg以下であること。

注) 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上に条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。  
 2 「検液中に検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年 環境庁告示46号）

表5.1-30(2) 土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1000 pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示68号）

(6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく規制地域及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)に基づく指定地域は、図5.1-14に示すとおりである。吉川市は、ともに規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種地域として、地下水の採取を規制する地域に指定している。埼玉県生活環境保全条例に地下水採取規制地域は、図5.1-14に示すとおりである。吉川市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、第一種指定地域に指定されている。



出典：埼玉県環境部ホームページ

図 5.1-14 地下水採取規制地域図

(7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準は表5.1-31に、規制地域は図5.1-15(1)～(2)に示すとおりである。

「悪臭防止法」に基づく規制基準は、特定悪臭物質(22物質)について規制基準が設けられており、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準は、工場の敷地境界及び排出口における臭気濃度の基準が定められている。

吉川市は、「悪臭防止法」に基づく、規制地域に指定されており、物質濃度による規制の適用を受けているとともに、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく、悪臭規制地域に指定されており、臭気濃度の規制基準が設けられている。



出典：埼玉県環境部ホームページ

図 5.1-15(1) 悪臭防止法(物質濃度規制)



出典：埼玉県環境部ホームページ

図 5.1-15 (2) 埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制)

表 5.1-31(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（敷地境界における規制基準）

[単位：ppm]

規制地域の区分	A 地域	B 地域	C 地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソパレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

■：計画地が現状において適用を受ける区分

注) A 区域：B 区域・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域・工業専用地域

計画地は、農業振興地域に指定されているため、B 区域にあてはまる。

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 法律第 91 号）

「悪臭防止法(物質濃度規制)について」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

表5.1-31(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準  
（排出口における悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準の設定方法）

対象となる悪臭物質	流量の算出方法
アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>この式において、q、He 及び Cm はそれぞれ次の値を示す。</p> <p>q : 流量（単位：N m<sup>3</sup>/h）                      He : 補正された排出口の高さ（単位：m）                      Cm : 表 5.1-31(1)の敷地境界線における基準値（単位：ppm）</p>

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 法律第 91 号）

「悪臭防止法(物質濃度規制)について」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

表5.1-31(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（排水中における悪臭物質の規制基準）

[単位：mg/l]

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度		
		A 地域	B 地域	C 地域
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03	0.03	0.06
	0.001 m <sup>3</sup> /s を超え、0.1 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007	0.007	0.01
	0.1 m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.1	0.3
	0.001 m <sup>3</sup> /s を超え、0.1 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02	0.02	0.07
	0.1 m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3	0.3	2
	0.001 m <sup>3</sup> /s を超え、0.1 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07	0.07	0.3
	0.1 m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6	0.6	2
	0.001 m <sup>3</sup> /s を超え、0.1 m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.1	0.4
	0.1 m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03	0.03	0.09

■：計画地が現状において適用を受ける区分

注) A 区域：B 区域・C 区域以外の区域

B 区域：農業振興地域

C 区域：工業地域・工業専用地域

計画地は、農業振興地域に指定されているため、B 区域にあてはまる。

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 法律第 91 号）

「悪臭防止法(物質濃度規制)について」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

表5.1-31(4) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

(臭気濃度)

区域の区分	許容限度	
	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	10	300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	20	500
工業地域 工業専用地域	30	1000

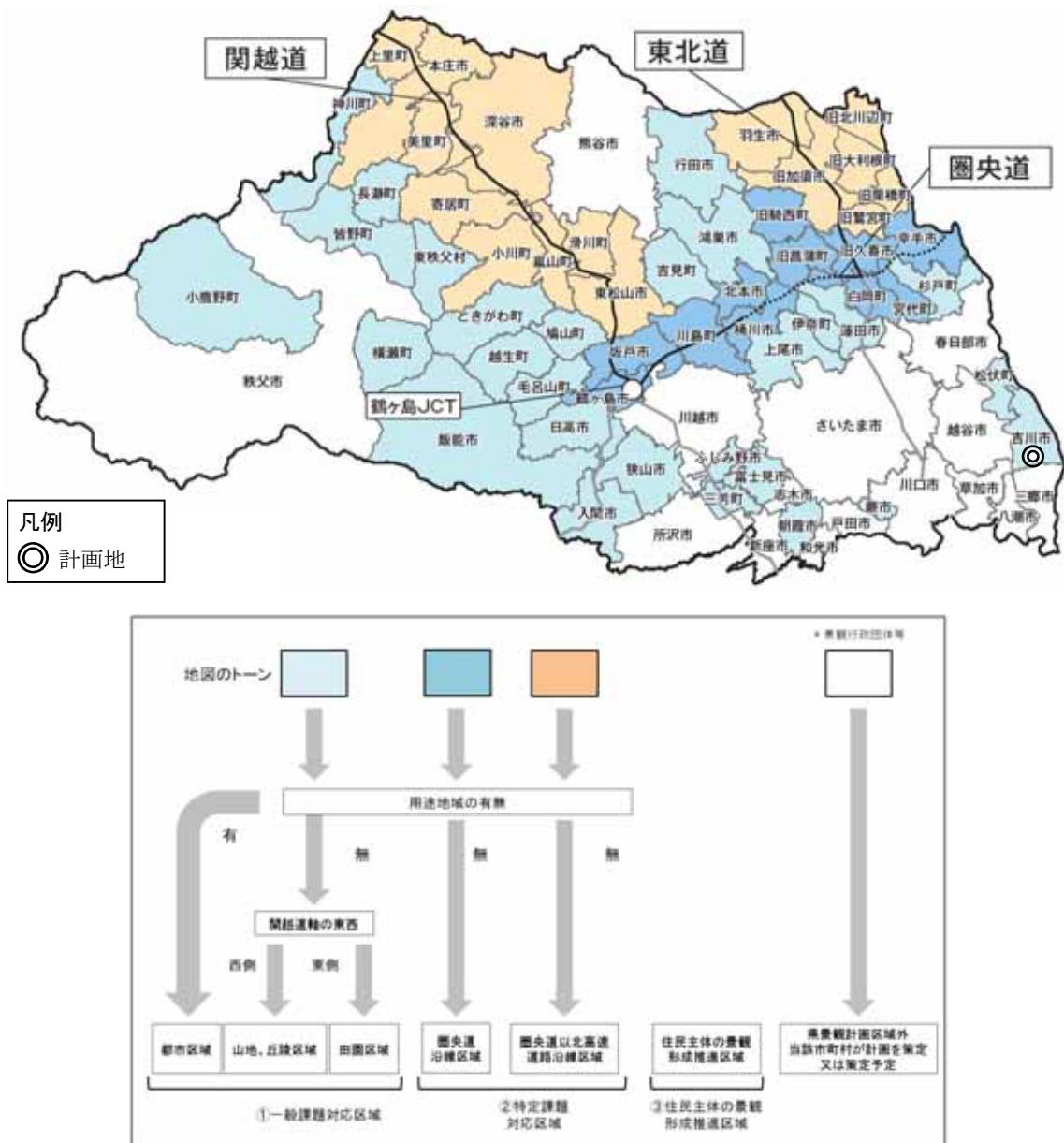
■：計画地が現状において適用を受ける区分

出典：「悪臭防止法(物質濃度規制)について」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

## (8) 景観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観形成を推進し、魅力と風格のある郷土の形成に寄与することを目的とし、「埼玉県景観条例」（平成元年3月埼玉県条例第42号）が制定されている。「埼玉県景観条例」においては、景観形成が特に必要であると認められる区域が景観形成地区として指定されているほか、大規模基準適用区域が指定されている。

また、平成19年8月に「埼玉県景観計画」が策定されており、埼玉県の全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く。）に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する法律等を定めている。景観区域は、図5.1-16に示すとおりである。吉川市は、「埼玉県景観条例」に基づき一般課題対応区域に指定されている。



出典：「都市計画区域 区域区分図」（埼玉県都市整備部ホームページ）

図 5.1-16 景観区域区分図



## (9) 廃棄物

持続可能な循環型社会構築の取り組みとして、埼玉県では廃棄物に係る目標（発生抑制、再使用、再生利用・熱回収、適正処分）を掲げ、「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成23年3月、埼玉県環境部）が策定されている。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化防止の取り組みとして、埼玉県では2050年における将来像として、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の3つが一体化し、豊かな自然環境と飛躍的な技術革新とが融合している「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」を目指している。この目指すべき将来像の実現に向け、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成21年2月）が定められ、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量2005年比25%削減を目標としている。

## (11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表5.1-32に示すとおりである。

埼玉県では、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、「自然公園法」に基づく国立公園が1ヶ所、「埼玉県立自然公園条例」（昭和33年埼玉県条例第15号）に基づく県立自然公園が10ヶ所指定されている。また、「埼玉県自然環境保全条例」（昭和49年埼玉県条例第4号）に基づく県自然環境保全地域が16地域指定されている。計画地は、これらの地域には指定されていない。

鳥獣の生息環境を保全整備するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき、鳥獣保護区等が設定されているが、計画地では指定されていない。

埼玉県らしさを感じさせる樹林を中心としたすぐれた風景を保全するため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和54年埼玉県条例第10号）に基づき、ふるさと緑の景観地等が指定されているが、計画地では指定されていない。

国土防災に関する法律等に基づき、保安林、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地等の指定地域・地区が定められているが、計画地では定められていない。

表 5.1-32(1) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園法	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
	—		×	千葉県立自然公園条例	
	自然環境保 全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保護法
		自然環境保全地域	×	×	
			—	×	千葉県自然環境保全条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条例	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地区	×	×	都市緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森	×	○	
	緑地環境保全地域	—	×	千葉県自然環境保全条例	
	郷土および 自然	郷土環境保全地域	—	×	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保全に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する 法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	
登記簿に挙げられている湿地の区域		×	×	ラムサール条約	
希少野生動植物保護区	×	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関 する条例		
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊により災害の防止に関 する法律	
	地すべり防止地区	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	○	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
		×	○	建築物用地下水の採取の規制に関する 法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	
—		○	千葉県環境保全条例		
土地利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

表 5.1-32(2) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査対象地域	
文化財保護法	史跡・名称・天然記念物（国、県、市指定）	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	吉川市文化財保護条例
		—	○	三郷市文化財保護条例
		—	○	越谷市文化財保護条例
		—	○	八潮市文化財保護条例
		—	○	草加市文化財保護条例
		—	×	千葉県文化財保護条例
		—	×	流山市文化財の保護に関する条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法
	一般課題対応区域	○	○	埼玉県景観条例・埼玉県景観計画
	特定課題対応区域	×	×	
	住民主体の景観形成推進区域	×	×	
	景観計画区域	—	○	三郷市景観計画・景観条例
	重点地区	—	○	
	景観計画特定区域	—	×	八潮市景観計画・八潮市みんなで景観まちづくり条例
	景観まちづくり促進区域	—	○	
	重点地区	—	×	草加市景観計画・景観条例
	水深地区	—	○	
	景観計画区域	—	○	流山市景観計画・景観条例
景観計画重点区域	—	○		

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

## 5-2 自然的状況

### 1. 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

#### (1) 気象

計画地周辺の気象観測については、図 5.2-1 に示すとおり、越谷地域気象観測所で行われている。本観測所での降水量、気温、風向・風速、日照時間については表 5.2-1 に示すとおりである。

測定結果としては、年間降水量 1492.5mm、日平均気温 15.1℃、最低気温-5.6℃、最高気温 37.7℃、平均風速 1.9m/s を記録している。

表 5.2-1 越谷地域気象観測所の降水量、気温、風向・風速及び日照時間（平成 23 年）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大		最大瞬間		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風速	風向	風速	
1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	9.1	-2.3	13.1	-5.6	2.1	8.5	北北西	15.1	北北西	254.3
2	120.0	43.5	10.0	2.5	5.3	11.2	0.1	21.7	-5.2	2.2	10.0	北北西	19.8	北西	158.5
3	78.0	26.0	7.0	2.0	6.7	12.6	1.1	20.4	-2.3	2.3	10.0	北北西	18.8	西北西	229.0
4	51.5	24.5	7.5	2.0	13.3	19.5	7.0	27.1	-1.4	2.5	9.3	南南西	17.1	南南西	193.9
5	265.5	76.5	34.0	8.0	17.7	22.9	13.2	30.7	9.8	2.1	11.4	北北東	19.7	南南西	143.3
6	161.5	39.5	30.0	16.5	22.4	27.0	18.8	35.1	11.5	1.6	10.2	北北東	17.9	北北東	106.4
7	94.5	18.0	16.0	8.5	26.9	31.8	22.9	36.7	14.7	2.0	7.6	南南西	14.1	南南西	170.8
8	227.5	70.0	64.0	20.5	26.8	31.9	23.0	37.7	18.5	1.6	6.0	東北東	10.4	北東	140.5
9	245.5	132.5	24.5	9.5	24.3	29.3	20.1	34.1	13.0	1.9	11.3	南南西	23.3	南南西	174.6
10	120.0	65.0	8.5	2.0	17.8	22.7	13.6	29.9	6.0	1.7	6.5	南南西	14.5	南南西	143.9
11	70.5	39.5	9.0	4.0	12.4	17.7	7.8	22.6	1.6	1.4	5.9	西北西	12.3	西北西	156.9
12	58.0	40.5	8.5	2.5	5.0	10.4	0.1	15.6	-4.0	1.8	7.0	北北西	16.0	北北西	193.5

注) 値): 準正常値(品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合)

出典:「気象統計情報」気象庁

#### (2) 大気質

##### ① 二酸化窒素及び浮遊粒子物質の状況

計画地周辺の大気質測定局は、図 5.2-1 に示すとおり、一般環境大気測定局として三郷局と流山平和台局が設置されている。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、表 5.2-2 に示すとおりである。

測定結果としては、両地点とも二酸化窒素、浮遊粒子状物質の長期的評価は環境基準を達成しているが、三郷局における浮遊粒子状物質の短期的評価については環境基準を達成していない。

表 5.2-2(1) 二酸化窒素（平成 23 年度）

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準の適合 (適:○ 否:×)
	名称			
一般局	三郷	0.021	0.041	○
	流山平和台	0.021	0.042	○

注) 1 一般局:一般環境大気測定局

2 二酸化窒素に係る環境基準は以下のとおり。

①環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

②環境基準の評価

[98%値評価]1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものにより評価を行う。

二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)

改正:(平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号)

出典:「平成 23 年度 大気汚染常時監視測定結果」埼玉県環境部

「平成 23 年度 大気環境常時測定結果」千葉県環境生活部

表 5.2-2(2) 浮遊粒子状物質（平成 23 年度）

区分	測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日連続 の有無	環境基準の適合(適:○ 否:×)	
	名称				長期的評価	短期的評価
一般局	三郷	0.023	0.057	無	○	×
	流山平和台	0.025	0.063	無	○	○

注) 1 一般局:一般環境大気測定局  
 2 浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μ以下のものをいう。)に係る環境基準は以下のとおり。  
 ①環境基準  
 1 時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>であること。  
 ②環境基準の評価  
 [短期的評価]  
 連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。  
 [長期的評価]  
 年間にわたる1日平均値である測定値(短期的評価で評価対象としない測定値は除く。)について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)  
 改正:(平成8年10月25日 環境庁告示第73号)

出典:「平成23年度 大気汚染常時監視測定結果」埼玉県環境部  
 「平成23年度 大気環境常時測定結果」千葉県環境生活部

② 苦情の状況

関係市の大気汚染に関する苦情件数は、表 5.2-3 に示すとおりである。

計画地のある吉川市では、大気汚染による苦情が最も多く（その他を除く。）、苦情件数の約 25%を占めている。

表 5.2-3 関係市の苦情件数（平成 22 年度）

項目		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	総数
埼玉県	吉川市	20	4	12	1	17	-	-	25	79
	三郷市	19	18	27	2	8	-	-	69	143
	越谷市	52	1	42	5	23	-	-	11	134
	八潮市	44	16	67	16	44	-	-	24	211
	草加市	29	15	64		36	-	-	10	154
千葉県	流山市	11	-	16	1	9	-	-	53	90

出典:吉川市提供資料  
 「みさと統計書(平成23年版)」三郷市総務課  
 「人口・世帯数・統計資料(衛生・公害)」越谷市企画課  
 「統計やしお(平成23年版)」八潮市まちづくり企画課  
 「草加市統計書(平成23年版)」草加市庶務課  
 「平成23年版 流山市統計書」流山市総合政策部

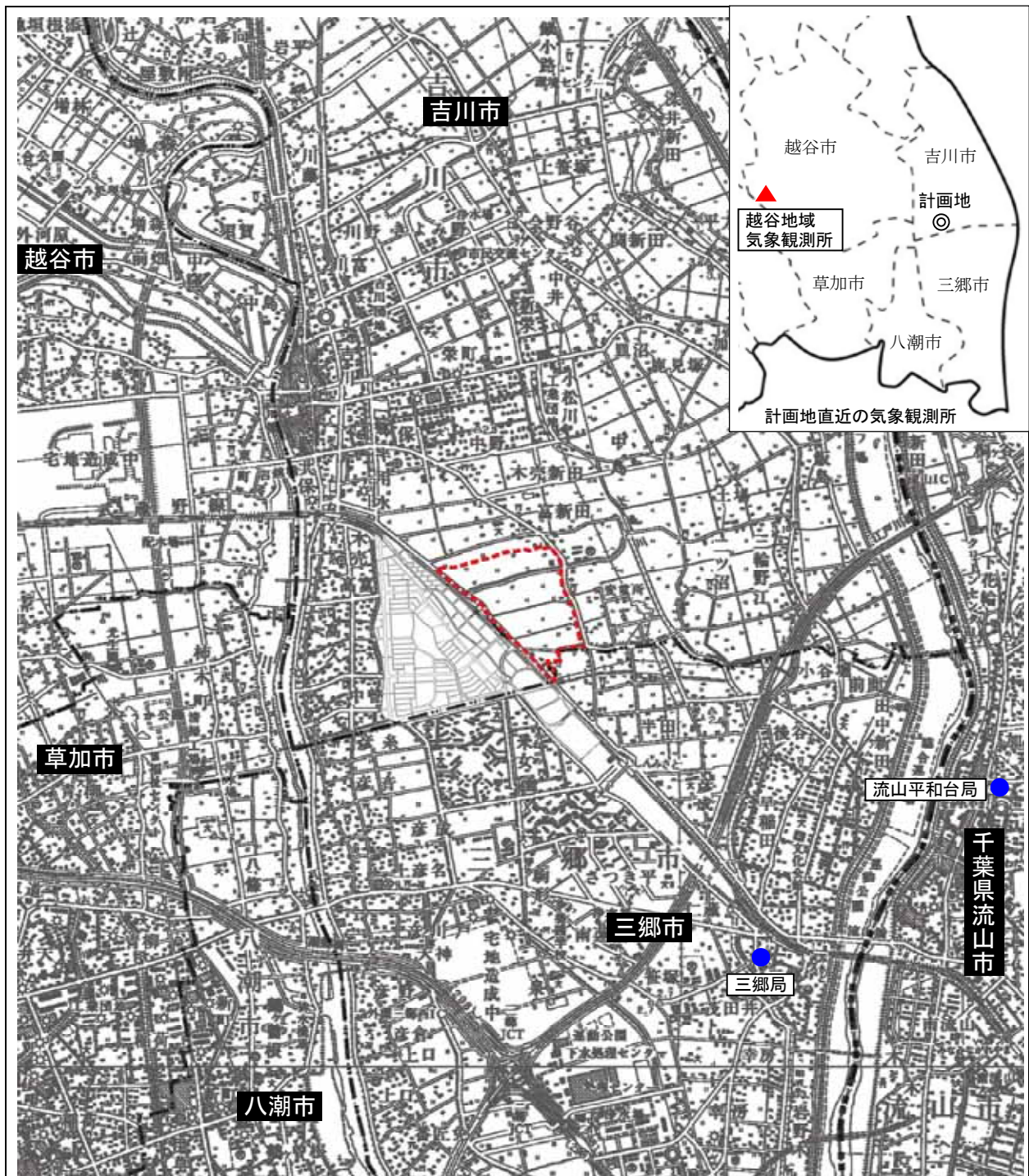
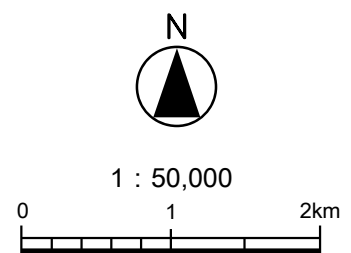


図 5.2-1 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局の位置図

- 凡 例
- : 計画地
  - : 行政界
  - ▲ : 気象観測所
  - : 大気汚染常時監視測定局



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（野田・東京東北部）を使用したものである。



### (3) 騒音

#### ① 騒音の状況

計画地周辺における自動車騒音の測定については、図 5.2-2 に示す地点で行われている。各測定地点での平成 22 年度の自動車騒音測定結果は、表 5.2-4 に示すとおりである。

越谷八潮線では、環境基準及び夜間の要請限度を超過しているが、三郷吉川線では環境基準、要請限度ともに下回っている。

表 5.2-4 自動車騒音の測定結果（平成 22 年度）

調査道路	測定場所	類型	車線	等価騒音レベル(dB)								
				測定値		環境基準*1			要請限度*2			
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否	
県道	越谷八潮線	草加市松江5丁目6	C	2	73	71	70 (×)	65 (×)	×	75 (○)	70 (×)	×
	三郷吉川線	三郷市上彦名318-5先	B	4	67	64	70 (○)	65 (○)	○	75 (○)	70 (○)	○

注) 1 昼間:6時~22時、夜間:22時~6時

2 両地点とも、「幹線道路を担う道路に近接する空間」として評価した。

\*1 騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)  
改正:(平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 45 号)

\*2 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)  
改正:(平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

出典:「平成 22 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」埼玉県環境部

#### ② 苦情の状況

関係市の騒音に関する苦情件数は、表 5.2-3 に示すとおりである。

計画地のある吉川市では、大気汚染、悪臭に次いで騒音の苦情が 3 番目に多く（その他を除く。）、苦情件数の約 15%を占めている。

#### (4) 振動

##### ① 振動の状況

計画地周辺における道路交通振動の測定については、図 5.2-2 に示す地点で行われている。各測定地点での平成 22 年度の道路交通振動測定結果は、表 5.2-5 に示すとおりである。

測定結果としては、両地点で要請限度を下回っている。

表 5.2-5 道路交通振動の測定結果（平成 22 年度）

調査道路	測定場所	区域区分	車線	振動レベル(dB)					
				測定値		要請限度*			
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否	
県道	越谷八潮線	草加市松江5丁目6	2	2	49	44	70 (○)	65 (○)	○
	三郷吉川線	三郷市上彦名318-5先	1	4	42	38	65 (○)	60 (○)	○

注) 昼間:8時~19時、夜間:19時~8時

\* 振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)  
改正:(平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

出典:「平成 22 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」埼玉県環境部

##### ② 苦情の状況

関係市の振動に関する苦情件数は、表 5.2-3 に示すとおりである。

計画地のある吉川市では、振動による苦情は 1 件報告されている。

#### (5) 悪臭

関係市の悪臭に関する苦情件数は、表 5.2-3 に示すとおりである。

計画地のある吉川市では、大気汚染に次いで悪臭の苦情が多く（その他を除く。）、苦情件数の約 22%を占めている。

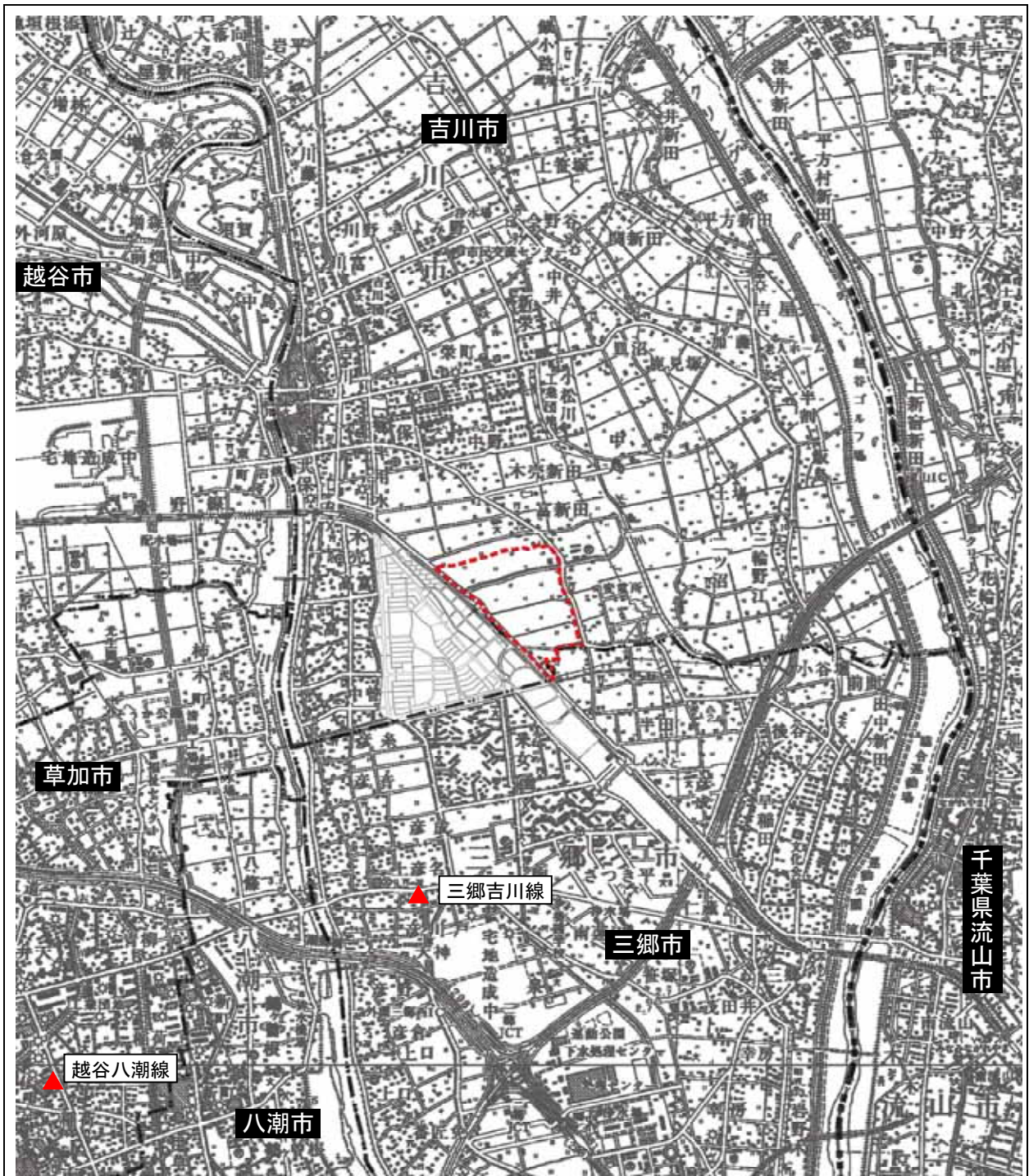
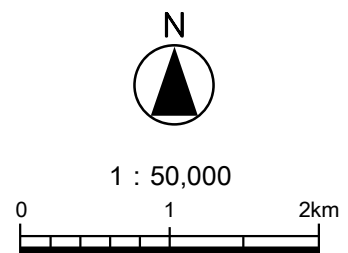


図 5. 2-2 騒音測定地点及び振動測定地点の位置図

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- ▲ : 騒音・振動測定地点



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（野田・東京東北部）を使用したものである。

## 2. 水質、底質、水象等の状況

### (1) 水質

#### ① 河川

計画地周辺の水質測定については、図 5.2-3 に示す地点で行われている。

平成 23 年度の公共用水域水質測定結果によると、中島橋及び昭和橋では BOD75% 値が、流山橋では大腸菌群数がそれぞれ環境基準を超過しているが、それ以外の項目については環境基準を下回っている。

また、吉川市及び三郷市では市内の小河川や水路について水質測定を実施しており、その測定結果は表 5.2-6(2) に示すとおりである。

表 5.2-6(1) 水質測定結果（環境基準点、平成 23 年度）

河川名 調査地点 (環境基準類型)		中川中流 八条橋 (C類型)		元荒川 中島橋 (C類型)		新方川 昭和橋 (C類型)		江戸川上流 流山橋 (A類型)		環境基準*	
項目	単位	測定結果	環境基準 適合	測定結果	環境基準 適合	測定結果	環境基準 適合	測定結果	環境基準 適合	C類型	A類型
BOD (75%値)	mg/l	3.5	○	5.7	×	5.3	×	1.3	○	5以下	2以下
(年平均値)	mg/l	3.4	-	4.4	-	3.9	-	1.1	-	-	-
pH (年平均値)		7.5	○	7.5	○	7.4	○	7.6	○	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
SS (年平均値)	mg/l	13	○	17	○	23	○	23	○	50以下	25以下
DO (年平均値)	mg/l	7.8	○	8.1	○	6.7	○	9.8	○	5以上	7.5以上
大腸菌群数 (年平均値)	MPN/100ml	-	-	$1.5 \times 10^4$	-	$3.0 \times 10^4$	-	$7.4 \times 10^3$	×	-	$1.0 \times 10^3$ 以上

\*水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)  
改正:(平成 23 年 10 月 27 日 環境省告示第 94 号)

出典:「平成 23 年度 公共用水域の水質測定結果」埼玉県環境部

表 5.2-6(2) 水質測定結果（吉川市及び三郷市による水質調査地点）

調査機関 (調査時期)	河川名	吉川市 (平成23年度)					三郷市 (平成22年度)				
		下八間 排水路	木売落 悪水路	木売落	上第二 大場川	西大場 川	大場川		第二大場川		
調査地点						三吉橋	中井橋	小谷掘橋	岩野木橋	駒形橋	
pH (年平均値)		7.3	7.4	7.3	7.5	7.5	7.5	7.7	7.3	7.3	7.4
BOD (年平均値)	mg/l	3.2	3.4	3.5	6.7	12.4	3.2	3.8	3.2	3.4	2.9
SS (年平均値)	mg/l	21.5	28.0	10.3	20.8	15.5	18.0	18.3	24.5	19.3	27.0
DO (年平均値)	mg/l	7.2	7.4	5.0	7.7	7.1	7.5	7.5	6.5	6.8	7.6

出典:「水質測定結果(経年変化)」吉川市環境課  
「みさと統計書(平成 23 年版)」三郷市総務課

## ② 地下水

計画地周辺の地下水の水質測定については、表 5.2-7 に示すとおりである。

計画地周辺の草加市で、砒素の項目で環境基準を超過している箇所がある。その他の箇所は、全ての項目が環境基準を下回っている。

表 5.2-7 地下水水質測定結果（環境基準超過状況）（平成 22 年度）

	埼玉県					千葉県	環境基準* (mg/l)
	吉川市 (1本)	三郷市 (1本)	越谷市 (3本)	八潮市 (2本)	草加市 (1本)	流山市 (1本)	
鉛	0	0	0	0	0	0	0.01以下
砒素	0	0	0	0	1	0	0.01以下
ジクロロメタン	0	0	0	0	0	0	0.02以下
四塩化炭素	0	0	0	0	0	0	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0.006以下
トリクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0.03以下
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0	0.002以下
ベンゼン	0	0	0	0	0	0	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0	0	0	0	0	0	10以下
ふっ素	0	0	0	0	0	0	0.8以下
ほう素	0	0	0	0	0	0	1以下
1,4-ジオキサン	0	0	0	0	0	0	0.05以下

注) 地下水環境基準の超過地点の詳細は以下のとおり。

所在地 : 草加市柿木町  
項目 : 砒素  
濃度 : 0.058 mg/l

\*地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号)  
改正:(平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示第 85 号)

出典:「平成 22 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果(平成 24 年 2 月)」埼玉県環境部  
「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書(平成 22 年度)」千葉県環境生活部

## (2) 底質

計画地周辺の底質測定については、図 5.2-3 に示す八条橋と流山橋の 2 地点で行われている。平成 22 年度の底質結果は、表 5.2-8 に示すとおりである。

底質については、水銀及び PCB において「底質の暫定除去基準」が定められており、各項目ともその基準を下回っている。

表 5.2-8 底質測定結果（平成 22 年度）

	中川	江戸川	底質の* 暫定除去基準
	八条橋	流山橋	
カドミウム (mg/kg 乾泥)	<0.1	0.1	-
全シアン (mg/kg 乾泥)	<0.5	<0.5	-
鉛 (mg/kg 乾泥)	5.6	5.2	-
六価クロム (mg/kg 乾泥)	<0.5	<0.5	-
砒素 (mg/kg 乾泥)	8	5.2	-
総水銀 (mg/kg 乾泥)	0.02	<0.01	25 ppm以上
アルキル水銀 (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	25 ppm以上
PCB (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	10 ppm以上
pH	7.4	7.5	-
乾燥減量(水分) (%)	26.7	23.3	-
色相	黒色	黒色	-
性状	砂	砂	-
臭気	無臭	無臭	-

\*底質の暫定除去基準について(昭和 50 年 10 月 28 日 環水菅第 119 号)  
改正:(昭和 63 年 9 月 8 日 環水菅第 127 号)

出典:「平成 22 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果(平成 24 年 2 月)」  
埼玉県環境部

## (3) 水象

計画地及びその周辺地域は、利根川水系に属し、主な河川として、大場川、中川及び江戸川がある。また、計画地及びその周辺地域は水田であり、農業用水、農業排水の水路が数多く分布する。



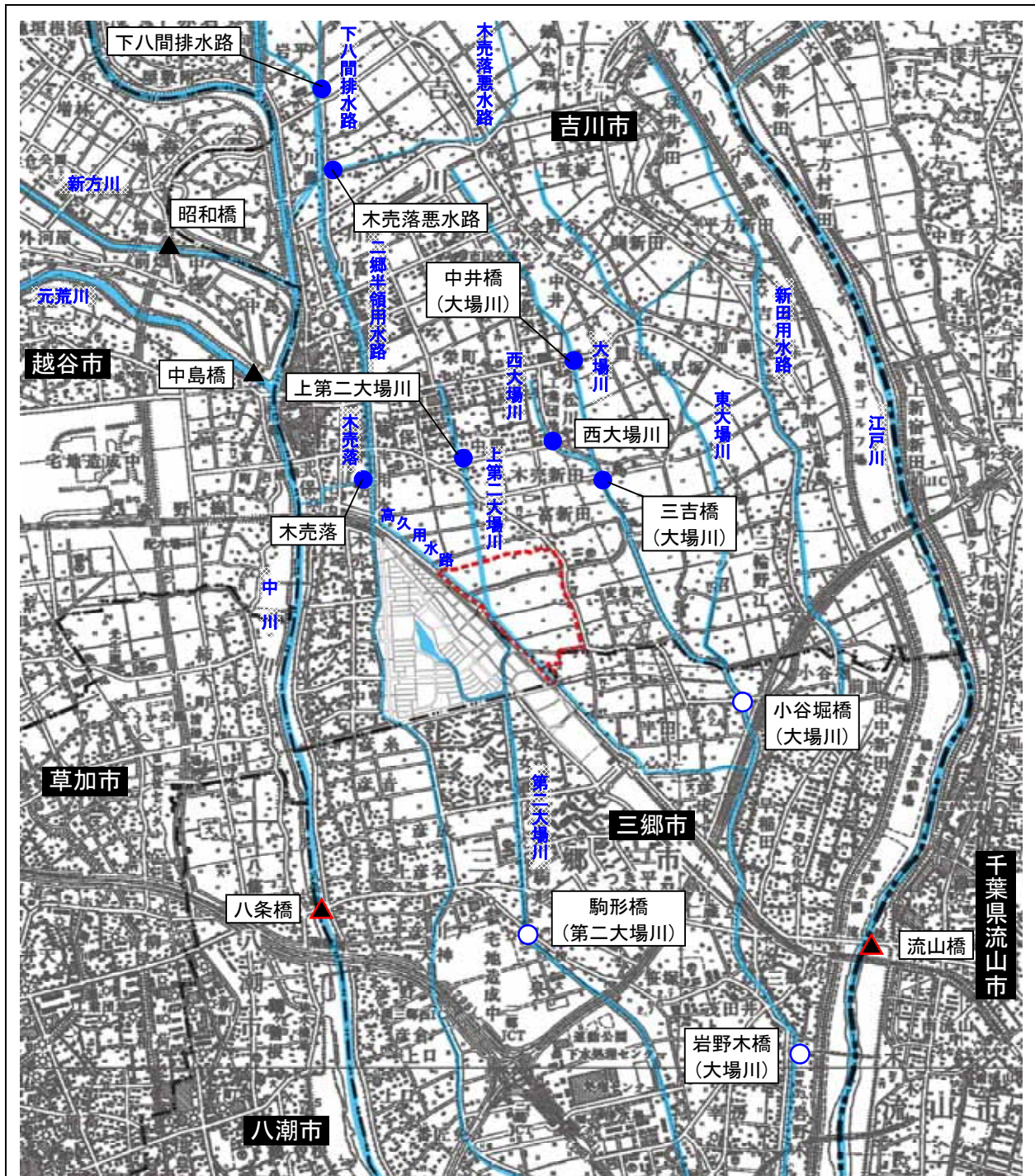


図 5.2-3 水質測定地点及び底質測定地点の位置図

凡 例

: 計画地

: 行政界

▲ : 環境基準点(水質)

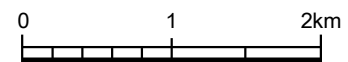
▲ : 環境基準点(底質)

● : 水質測定地点(吉川市)

○ : 水質測定地点(三郷市)



1 : 50,000



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(野田・東京東北部)を使用したものである。

### 3. 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌

##### ① 農用地における土壌汚染

埼玉県では、昭和46年度から農用地の土壌汚染状況を把握するため、分析調査を5年に1度行っている。土壌汚染状況調査結果は、表5.2-9に示すとおりであり、各項目ともに土壌の汚染に係る環境基準を下回っている。

表 5.2-9 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土 壌 中 (乾 物)								玄 米 中 (現 物)			
		銅(基準値 125mg/kg)*1				砒素(基準値 15mg/kg)*1				カドミウム(基準値 1mg/kg)*2			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(21~22) 全県	21.7	0.3	10.6	79	7.9	0.1	2.1	79	0.22	tr	0.04	20

注) 1 県農林総合研究センター(旧県農業試験場)の分析結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年は各調査巡の取りまとめ年である。

2 nd:検出限界以下、tr:極微量検出

\*1 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)  
改正:(平成10年4月24日 環境省告示第21号)

\*2 食品、添加物等の規格基準の一部改正について(昭和45年10月23日 環食第473号)

出典:「平成23年版 埼玉県環境白書」埼玉県環境部

##### ② ダイオキシン類

埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定(発生源周辺状況把握調査及び一般環境把握調査)を行っている。

平成23年度の三郷市の調査地点における一般環境把握調査結果は、表5.2-10に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準を下回っている。

表 5.2-10 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果(一般環境把握調査)

調査地点	調査日	ダイオキシン類(pg-TEQ/g)	
		測定結果	環境基準
三郷市 戸ヶ崎みなみ公園	平成23年10月7日	0.086	1,000
		彦成公園	

出典:「平成23年度 ダイオキシン類常時監視結果」埼玉県環境部

##### ③ 土壌の分布状況

計画地及びその周辺地域の土壌は、図5.2-4に示すとおりである。

計画地の大部分は低位泥炭土壌の「<sup>しもやつばやし</sup>下八ツ林統」が占めており、一部に細粒灰色低地土壌の「<sup>しもひやりかわ</sup>下樋遣川統」も分布している。



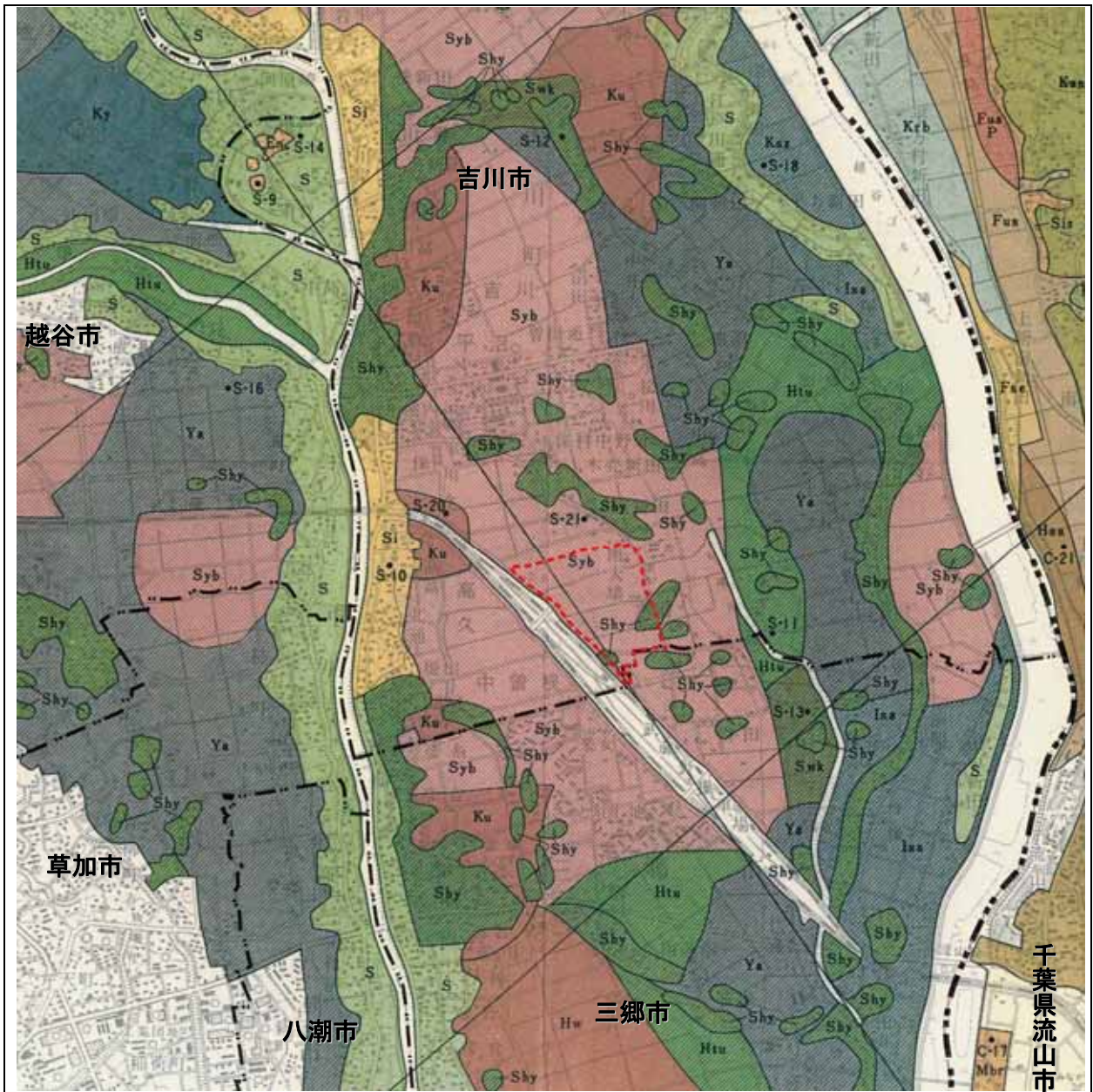


図 5.2-4 土壌図

凡 例

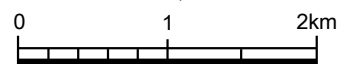
⋯⋯ : 計画地

— : 行政界

<ul style="list-style-type: none"> <li>厚層黒ボク土壌</li> <li>黒ボクグライ土壌</li> <li>灰色低地土壌</li> <li>黒ボク土壌</li> <li>細粒グライ土壌</li> <li>多湿黒ボク土壌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大竹統</li> <li>三ツ木統</li> <li>乾性褐色森林土壌</li> <li>山下統</li> <li>褐色低地土壌</li> <li>榎戸統</li> <li>新戒統</li> <li>細粒灰色低地土壌</li> <li>平塚統</li> <li>下樋遣川統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沢木統</li> <li>清水統</li> <li>細粒グライ土壌</li> <li>伊佐沼統</li> <li>山田統</li> <li>グライ土壌</li> <li>片柳統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗粒グライ土壌</li> <li>上笹塚統</li> <li>赤沼統</li> <li>低位泥炭土壌</li> <li>鯨井統</li> <li>下八ツ林統</li> <li>小沼統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒泥土壌</li> <li>花和田統</li> <li>下狹統</li> </ul>
--	--	--	---	---



1 : 50,000



出典 :

「土地分類基本調査:土壌図(野田)」  
埼玉県

(2) 地盤

① 地盤沈下の状況

計画地周辺の地盤沈下測定については、図 5.2-5 に示す地点で行われている。各測定地点の平成 23 年度の地盤沈下調査結果については、表 5.2-11 に示すとおりである。

表 5.2-11 精密水準測量成果表

番号	調査地点	調査開始年月日	各年別変動量(mm)			過去5年の変動量(mm)			調査開始年からの変動量(mm)	平成23年度成果の真高(T.P.)(m)
			平成19.1.1	平成20.1.1	平成21.1.1	平成22.1.1	平成23.1.1	平成19.1.1		
			平成20.1.1	平成21.1.1	平成22.1.1	平成23.1.1	平成23年度成果	平成23年度成果		
1	森田電器商店約30m道路肩	昭和43.2.1	0	-3	+5	-8	-49	-55	-88	2,846
2	吉川市 山陽商事株式会社	昭和43.2.1	0	-4	+4	-8	-51	-59	-211	2,407
3		平成10.1.1	-2	-4	+1	-8	-51	-64	-73	2,444
4		昭和62.1.1	-2	-3	0	-7	-47	-59	-92	2,148
5	三郷市 立花小学校	平成14.1.1	-4	-2	+1	-8	-50	-62	-61	2,123
6	八潮市 八条八幡小学校	昭和37.2.1	-4	+1	-1	-6	-45	-55	-1,088	2,496

- 注) 1 番号は、図 5.2-5 に対応する。  
 2 変動量は、-記号が「沈下」を、+記号が「上昇」を表す。  
 3 真高は、東京湾平均海面基準(中等潮位:T.P.)を0とした場合の高さであり、本成果表では昭和36年の調査開始時からのもを表示している。

出典:「精密水準測量成果表」埼玉県環境部



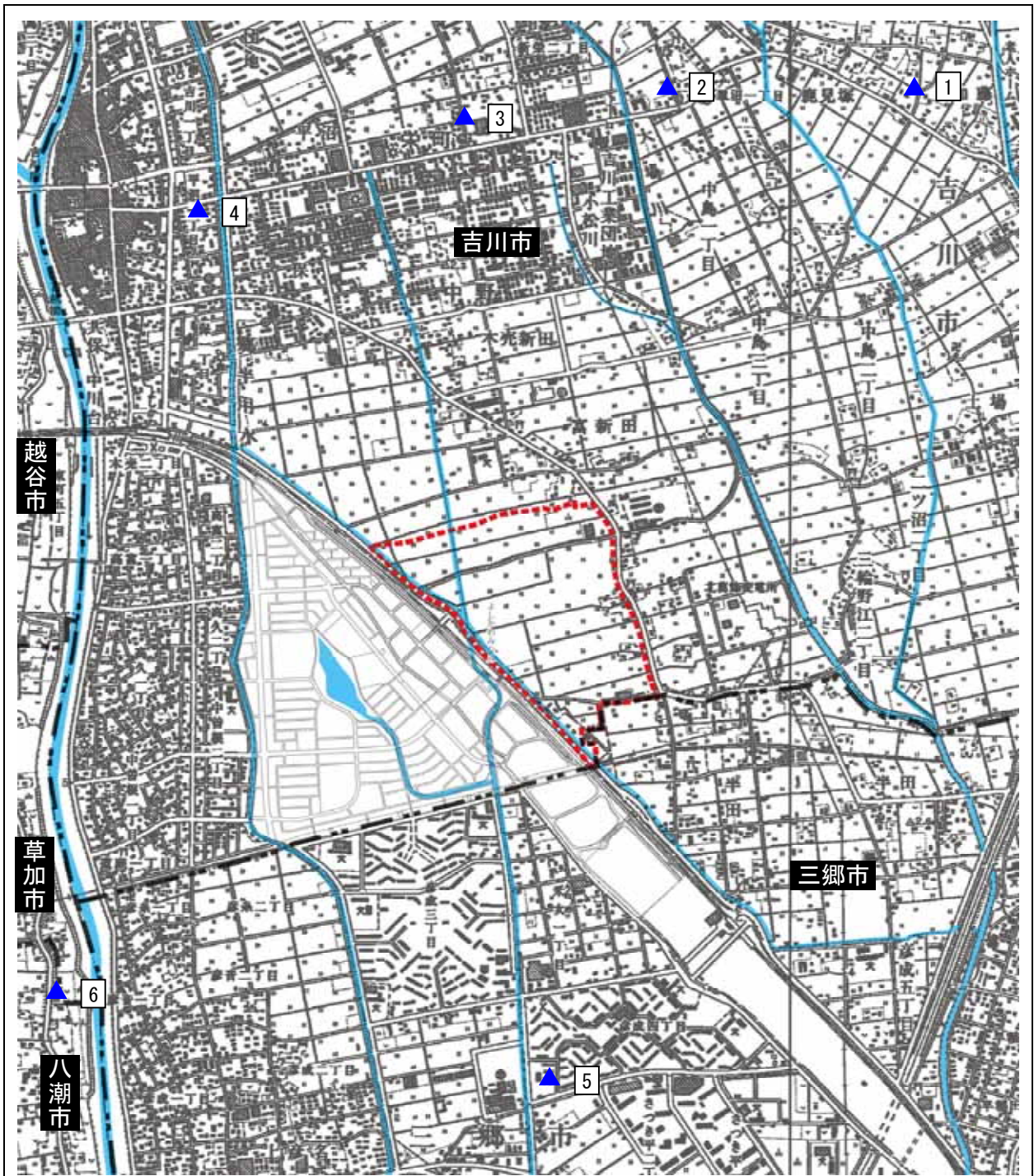
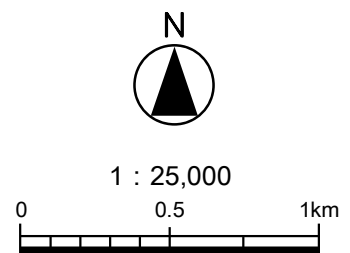


図 5.2-5 地盤沈下測定地点の位置図

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- ▲ : 地盤沈下測定地点 (水準基標)



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(越谷・流山)を使用したものである。

#### 4. 地形及び地質の状況

##### (1) 地形

###### ① 地形の状況

計画地及びその周辺地域の地形は、図 5.2-6 に示すとおりである。

計画地周辺は、中川低地と呼ばれる低地が広がっており、かつて利根川の本流であった中川により形成された氾濫原や自然堤防、後背湿地が分布している。計画地は大部分を氾濫原が占める低平な地形となっている。

###### ② 表層地質の状況

計画地及びその周辺地域の表層地質は、図 5.2-7 に示すとおりである。

計画地周辺は、中川が運搬・堆積した泥質堆積物が多くを占め、一部に砂質堆積物（自然堤防）が分布している。計画地は、泥質堆積物（湿地）が殆どとなっている。



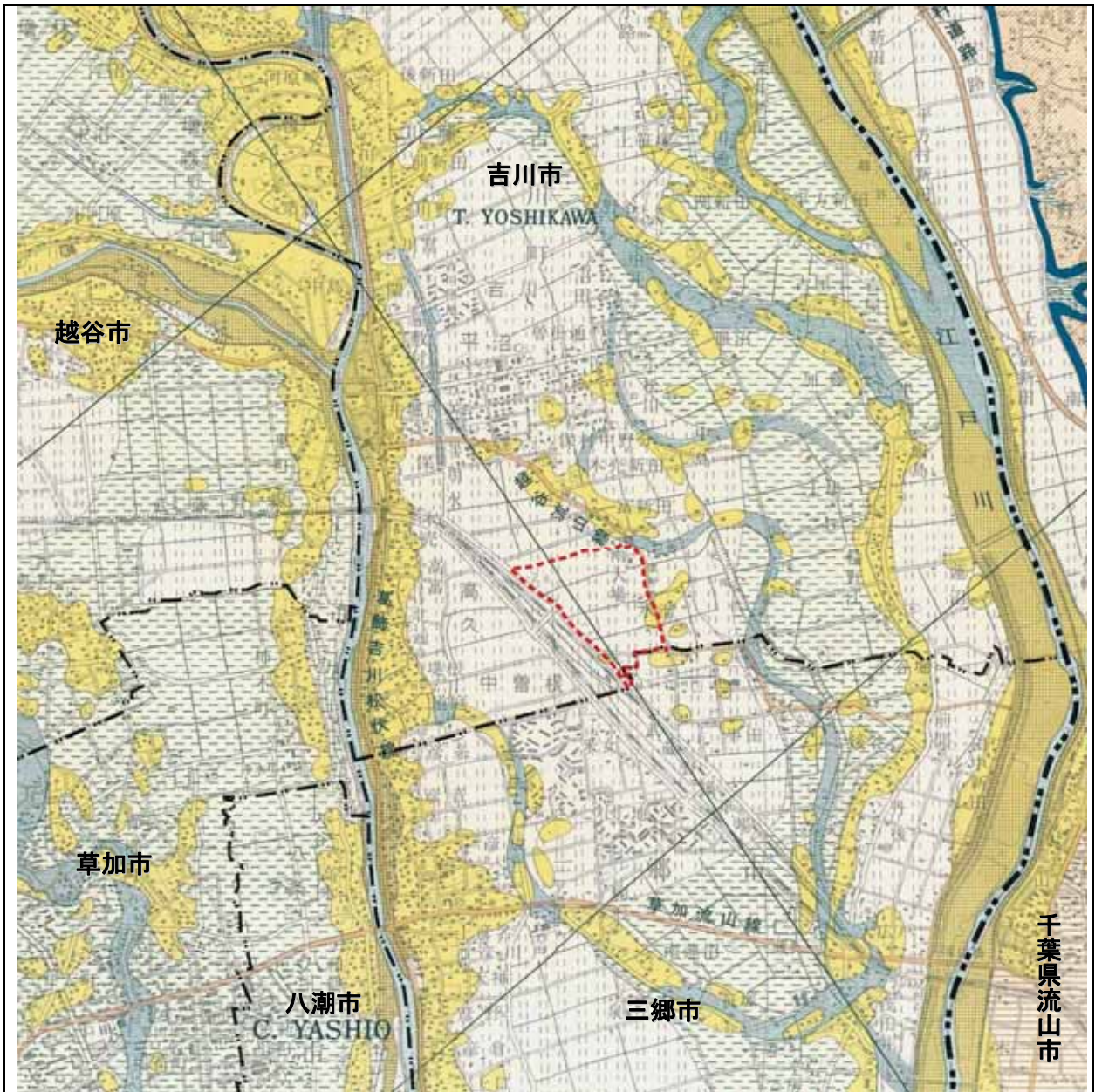


図 5.2-6 地形分類図

凡 例

⋯⋯ : 計画地

- - - : 行政界

台地	自然堤防	その他	国道・県道
火山灰台地	河原	旧流路跡	地形界
低地	人工地形	被覆砂丘	
谷底平野	地形改变地	崖	
開折谷地田	切土地	水系流域界	
氾濫原	盛土地	1・2級河川流域界	
後背湿地		1・2級河川	



1 : 50,000



出典 :

「土地分類基本調査: 地形分類図 (野田)」  
埼玉県



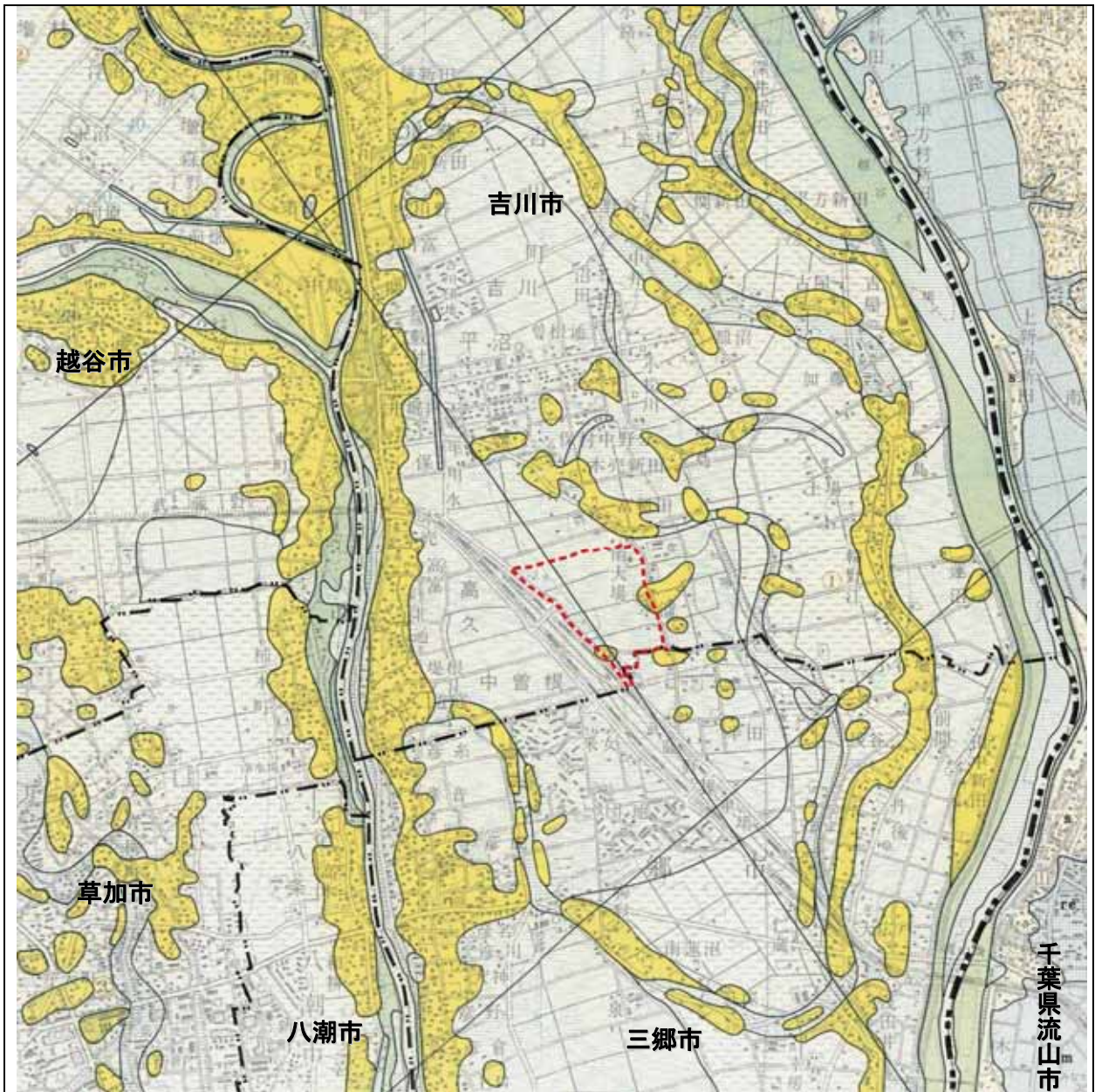


図 5.2-7 表層地質図

凡 例

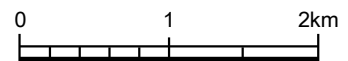
⋯⋯ : 計画地

— .. — : 行政界

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 泥質堆積物<br>(谷底平野・台地上の谷地田) | 砂泥堆積物<br>(旧流路跡)          |
| 泥質堆積物<br>(開折谷地田)        | 砂質堆積物<br>(被覆砂丘)          |
| 泥質堆積物<br>(後背湿地)         | 粘土質層<br>(川口粘土層)          |
| 泥質堆積物<br>(湿地)           | 砂質堆積物<br>(東京層)           |
| 砂質堆積物<br>(自然堤防)         | 砂礫堆積物<br>(埼玉層)           |
| 砂泥堆積物<br>(河原)           | ローム層<br>(立川ローム層+武蔵野ローム層) |



1 : 50,000



出典 :

「土地分類基本調査:表層地質図(野田)」  
埼玉県

## 5. 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

### (1) 動物

#### ① 動物相の状況

「第4回自然環境保全調査 埼玉県自然環境情報図」（平成7年 環境庁）によると、計画地周辺の越谷市では、サギ類の集団ねぐらが確認されている。

吉川市が実施した現地調査（「市内で見られた動植物」吉川市環境課）によると、市内では、モグラ、イタチ、タヌキなどの哺乳類、ノスリ、チョウゲンボウ、カワウなどの鳥類、アカミミガメ、ニホンカナヘビ、アオダイショウなどの爬虫類、アマガエル及びトウキョウダルマガエルなどの両生類、ナマズ、ギンブナなどの魚類、ヤマトシジミ、ウズラカメムシなどの昆虫類等が確認されている。

一方、「東日支役 18 第 9 号 武蔵野操(宅)吉川市域環境影響調査報告書」（平成 18 年 12 月 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構）（以下、「文献 1」という。）による現地調査では、計画地及びその周辺で、45 目 199 科 624 種の動物種（哺乳類：9 種、鳥類：61 種、両生・爬虫類：8 種、昆虫類：506 種、水生生物：40 種）が確認されている。また、「日本産鳥類の繁殖分布（1981 年）」（環境庁）において、鳥類の繁殖状況として、a ランク「繁殖を確認した」と判定されたのはコチドリとハクセキレイの 2 種、b ランク「繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性がある」と判定されたのはカイツブリ、ゴイサギ、キジなど 13 種であった。

#### ② 貴重な動物の分布状況

文献 1 により確認された種のうち、注目すべき動物のリストは表 5.2-12 に示すとおりであり、貴重な動物種として、34 種（哺乳類 4 種、鳥類 15 種、両生・爬虫類 4 種、昆虫類 7 種、魚類 4 種）が確認されている。そのうち、計画地内では、哺乳類のイタチやタヌキ、両生類のトウキョウダルマガエル、爬虫類のアオダイショウやヤマカガシ、昆虫類のオナガササキリやギンイチモンジセセリ、魚類のメダカやナマズなどの生息が確認されている。

一方、鳥類の重要な種としては、チュウサギ、チョウゲンボウ、シラコバトなど 15 種が確認され、その多くが計画地周辺を飛翔しているほか、捕食・休息場としても利用している。

表 5.2-12 確認された注目すべき動物のリスト

分類	目名	科名	種名	調査年度		重要種選定基準				
				H14・15	H18	1	2	3	4	5
哺乳類	ネズミ	ネズミ	ホンドアカネズミ	○						NT2/RT
	ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	○	○					VU/RT
			ホンドキツネ	○						EN/RT
		イタチ	ホンドイタチ	○	○					NT2/RT
鳥類	コウノトリ	サギ	チュウサギ	○	○					VU
			アオサギ	○	○					繁,-/DD
			オオタカ	○	○					NT
	タカ	タカ	ノスリ	○						繁,-/NT2
										冬,VU/NT2
	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	○						VU
			チョウゲンボウ	○						冬,VU/NT2
	ツル	クイナ	ツル	○					繁,NT2/NT2	
	チドリ	チドリ	イカルチドリ		○					繁,NT2/NT2
			タゲリ	○						冬,NT2/NT2
	ハト	カモメ	コアジサシ	○						VU
		ハト	シラコバト				天			繁,NT2/VU
		フクロウ	フクロウ	○						冬,NT2/VU
		ブッポウソウ	カワセミ	○						冬,VU/NT2
		キツツキ	キツツキ	○	○					繁,NT2/LP
	スズメ	アトリ	○						冬,NT2/NT2	
			ベニマシコ	○					冬,NT1/RT	
両生類	カエル	アカガエル	トウキョウダルマガエル	○	○					NT
爬虫類	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ		○					NT
	トカゲ	ナミヘビ	アオダイショウ	○						DD
			ヤマカガシ	○						VU/VU
				○					NT2/NT2	
昆虫類	トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ	○						DD/CR+EN
	バッタ	キリギリス	オナガササキリ	○	○					NT2/LP
			ショウリョウバッタモドキ	○	○					NT2/NT2
			クルマバッタ		○					
	カメムシ	ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ	○						NT1/NT1
	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	○						NT
			コムラサキ		○					NT2/NT2
魚類	ナマズ	ナマズ	ナマズ	○						VU/NT1
	サケ	サケ	サケ	○						NT2/NT2
	ダツ	メダカ	メダカ	○	○					VU
	スズキ	ハゼ	ウキゴリ	○						VU/VU
				○						DD/DD
合計	23目	27科	34種	29	14	0	1	0	8	29

注) 1 選定基準は以下のとおり。

- 「文化財保護法」に基づく特別天然記念物・天然記念物  
特:特別天然記念物、天:天然記念物
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種・国際希少野生動植物種  
内:国内希少野生動植物種、際:国際希少野生動植物種
- 「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」における県内希少野生動植物種
- 「環境省版第4次レッドリスト」(2012年8月報道発表資料)における掲載種  
CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- 「埼玉県レッドデータブック2008 動物編」(2008年3月)における掲載種  
中川・加須低地における評価/全県における評価  
CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT1,NT2:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群、RT:地帯別機具、繁:繁殖鳥、冬:越冬鳥

2 重要種の選定は平成24年11月現在の基準で見直しをした。

出典:「東日支役18第9号 武蔵野操(宅)吉川市域環境影響調査報告書(平成18年12月)」  
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

## (2) 植物

### ① 植物群落の状況

「改訂・埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」によると、計画地及びその周辺は加須・中川低地（大宮台地・荒川西台地に重ならない、50m 未満の区域）に属している。また、古くから水田として開墾されてきた歴史から、計画地のある吉川市にはまとまった森林が見られないため、草原性の植物や造成地などに多い雑草、帰化植物が主な植物群落となっている（出典：「市内で見られた動植物」吉川市環境課）。

計画地及びその周辺における現存植生は、図 5.2-8 に示すとおりであり、計画地には水田雑草や路傍・空地雑草群落 distributes、その周辺には畑雑草群落、市街地及び緑の多い住宅地などが隣接している。

### ② 植物相の状況

「1998 年版 埼玉県植物誌」（埼玉県教育委員会）によると、埼玉県全域では、2,487 種の維管束植物の生育が確認され、その内訳として、シダ植物 249 種、裸子植物 27 種、被子植物 2,211 種（離弁花類 995 種、合弁花類 611 種、単子葉植物 605 種）となっている。

また、文献 1 によると、計画地及びその周辺では、83 科 430 種の植物種（羊歯植物：8 種、裸子植物：1 種、離弁花類：174 種、合弁花類：110 種、単子葉植物：137 種）が確認されている。

### ③ 貴重な植物の分布状況

文献 1 により確認された種のうち、注目すべき植物のリストは表 5.2-13 に示すとおりであり、貴重な植物種として 16 種が確認されている。そのうち、計画地内では、ミズワラビ、カワヂシャ、カキツバタ、タコノアシなどの分布が確認されている。

また、計画地周辺における希少な植物群落は、表 5.2-14 に示すとおりであり、計画地のある吉川市では、8 つの希少な植物群落（低層湿原、挺水植物群落：5 群落、水辺・短命草本群落：2 群落、江戸川河川敷植物群落）が確認されている。

表 5.2-13 確認された注目すべき植物のリスト

分類	目名	科名	種名	調査年度	重要種選定基準					
				H14・15	1	2	3	4	5	
維管束	シダ	ホウライシダ	ミズウラボ	○					NT	
	タデ	タデ	シロバナサクラタデ	○					NT	
			コキシギシ	○					VU VU	
	フウチョウソウ	アブラナ	コイヌガラシ	○					NT NT	
	ユキノシタ	タコノアシ	タコノアシ	○					NT VU	
	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ	○						NT
			ミズマツバ	○						NT VU
			アカバナ	ウスゲチョウジタデ	○					NT
	サクラソウ	サクラソウ	ヌマトラノオ	○					NT NT	
	シソ	シソ	ミゾコウジュ	○					NT	
	ゴマノハグサ	ゴマノハグサ	キクモ	○						NT VU
			カワヂシャ	○						VU
			ハマウツボ	ナンバンギセル	○					NT CR
	キジカクシ	アヤメ	カキツバタ	○					CR	
カヤツリグサ	カヤツリグサ	タタラカンガレイ	○					VU		
ホシクサ	ホシクサ	ヒロハイヌノヒゲ	○					NT		
合計	11目	13科	16種	16	0	0	0	7	16	

注) 選定基準は以下のとおり。

- 1: 「文化財保護法」に基づく特別天然記念物・天然記念物  
特: 特別天然記念物、天: 天然記念物
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種・国際希少野生動植物種  
内: 国内希少野生動植物種、際: 国際希少野生動植物種
- 3: 「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」における県内希少野生動植物種
- 4: 「環境省版第4次レッドリスト」(2012年8月報道発表資料)における掲載種  
CR: 絶滅危惧 IA 類、EN: 絶滅危惧 IB 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群
- 5: 「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(2012年3月)における掲載種  
CR: 絶滅危惧 IA 類、EN: 絶滅危惧 IB 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

出典: 「東日支役 18 第 9 号 武蔵野操(宅)吉川市域環境影響調査報告書(平成 18 年 12 月)」  
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構



表 5. 2-14 計画地周辺の希少な植物群落

植生種類・群落名		所在地	特定植物群落* <sup>1</sup> 、 国RDB* <sup>2</sup> 、RDB2005* <sup>3</sup> 等 に基づく分類カテゴリー	
木本	単一群落	シラカシ群落	八潮市	E・H
	単一群落	スダジイ群落	越谷市	A・C・E・I
草本	低層湿原、 挺水植物群落	コキツネノボタン群落	吉川市	B
		トネハナヤスリ群落	吉川市	B・C
		ノカラムツ群落	吉川市	D
		ハナムグラ群落	吉川市	D
		ヨシ群落	吉川市	H
	水辺・ 短命草本群落	キタミソウ群落	越谷市	C・H・I
		コギシギシ群落	越谷市、吉川市	G
		シロガヤツリ群落	越谷市	G
		ヌカボタデ群落	三郷市	B・G
		ホソバイヌタゲ群落	三郷市、吉川市	G
群落複合	葛西用水冬期湿性植物群落	越谷市	D・E・I	
	古利根堰冬季湿性植物群落	越谷市	D・E・I	
	江戸川河川敷植物群落	吉川市、三郷市	G・H	

注) 1 選定方法は、既往文献のうち、埼玉県内の重要な植物群落を網羅的に扱っている以下の3つの文献を主に使用した。

\*1「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁自然保護局編 1978)

\*2「植物群落レッドデータブック」(日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会編 1996)

\*3「改訂・埼玉県レッドデータブック 2005 植物編」(埼玉県環境防災部みどり自然課編 2005)

2 分類カテゴリー(A~H)の選定基準は以下のとおり。

A: 原生林もしくはそれに近い自然林

B: 国内若干地域に分布するが、極めて希な植物群落または個体群

C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E: 郷土景観を代表する植物群落で、とくにその群落の特徴が典型的なもの

F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの

G: 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなる恐れのある植物群落または個体群

H: その他、学術上重要な植物群落または個体群

I: 歴史・宗教・文化や生業と関わり、長きにわたり地域の人々に親しまれてきた植物群落または個体群

出典:「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」埼玉県環境部

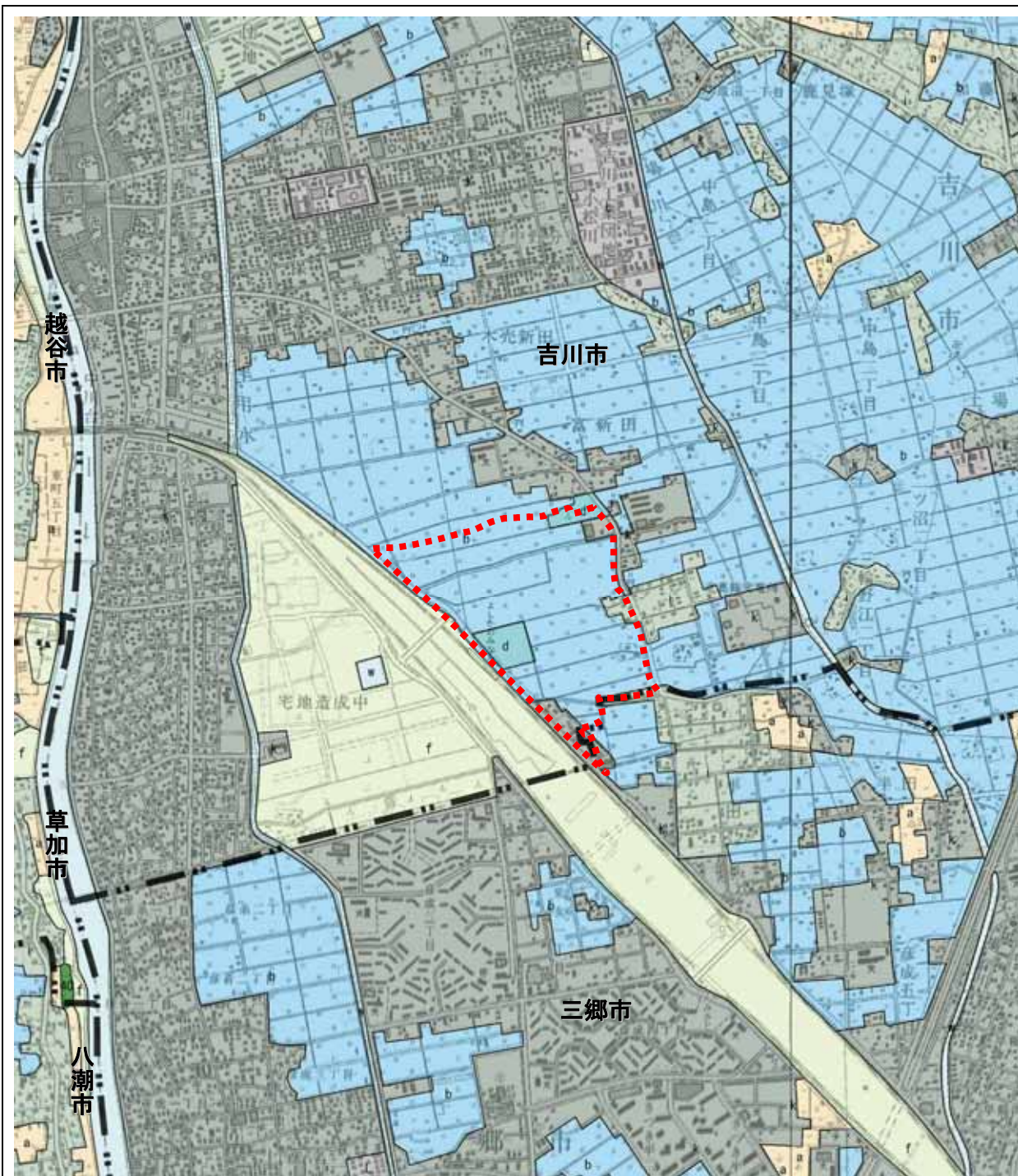
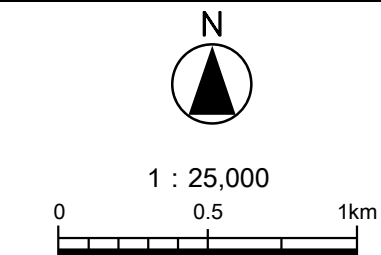


図 5.2-8 植生図

- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| 凡 例   | b | : 放棄水田雑草群落   |
|  | d | : 路傍・空地雑草群落  |
|  | k | : 市街地        |
|  | i | : 緑の多い住宅地    |
| f   | L | : 工場地帯       |
| a   | w | : 開放水域       |
|   |   | : ケヤキ-シラカシ群落 |
|   |   | : 畑雑草群落      |
|   |   | : 水田雑草群落     |



出典：  
「自然環境保全基礎調査植生調査(越谷、流山)」  
(環境省) に加筆・修正

### (3) 生態系

文献 1 によると、計画地に成立する生態系の基盤となっているのは、湿性草地環境、乾性草地環境及び耕作地環境で、いずれも草地的環境である。

湿性草地環境は、計画地域及び操車場跡地の低地に広く分布し、ヨシ群落が多くを占めるほか、ヒメガマ群落、マコモ群落などにより構成される。また、オオヨシキリ、セッカ、オオジュリンなどの草地性鳥類や、カエル類などの生息環境にもなっている。

乾性草地環境は、操車場跡地に広く分布するほか、計画地域の一部にもみられ、ススキ群落やセイタカアワダチソウ群落が多く占める。また、アカネズミ、ホオジロ、カナヘビ、トノサマバッタなどの生息環境にもなっている。

耕作地環境は、計画地域に広く分布し、水田が多くを占めるほか、小規模な畑地や植栽地も点在する。また、畑地ではスズメ、ムクドリなどの農耕地の鳥類や、ニセマルガタゴミムシ、クロウリハムシなどの昆虫類の生息環境にもなっている。

樹林環境は小規模で、ほぼ欠落しているといえるが、草地環境が大規模であるため、キツネ、イタチ、チョウゲンボウなどの上位性の種も生息する。

## 6. 景観、人と自然とのふれあいの場の状況

### (1) 景観

#### ① 地域景観の状況

環境庁が1986年～1987年に実施した「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」で選定された景観資源は、計画地域周辺には存在しない。

また、文化財保護法等で指定された名勝、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例で登録された自然遺産等も存在しない。

#### ② 主要眺望点の分布状況

吉川市は、江戸川と中川の間広がる低地帯で、計画地周辺は標高3m前後の平坦地となっているものの、さくら通り、関公園、鍋小路緑道などには良好な景観を形成する眺望点が存在している（出典：「吉川市の景観」吉川市建築課）。

### (2) 人と自然とのふれあいの場

計画地周辺における人と自然とのふれあいの場は、表5.2-15及び図5.2-9に示すとおりである。

計画地周辺では、草加市及び八潮市に、ふるさと埼玉の緑を守る条例に基づく「ふるさとの森」として指定された屋敷林が存在する。

表5.2-15 主な人と自然とのふれあいの場

区分	名称	所在地	指定年月日	規模 (ha)
ふるさとの森	草加市 豊田家屋敷林ふるさとの森	草加市柿木町地内	昭和63.3.31	0.94
	八潮市 八条八幡神社ふるさとの森	八潮市大字八条地内	昭和59.3.29	0.22
	八潮市 和井田家屋敷林ふるさとの森	八潮市大字宇和の村 地内他	昭和56.3.20 平成8.3.29	0.58

注) 「ふるさとの森」とは、ふるさと埼玉の緑を守る条例に基づき指定された、台地の斜面や屋敷林、鎮守の森など景観地に準じた樹林地をいう。

出典：「埼玉県自然公園等配置図(平成10年1月)」埼玉県環境生活部



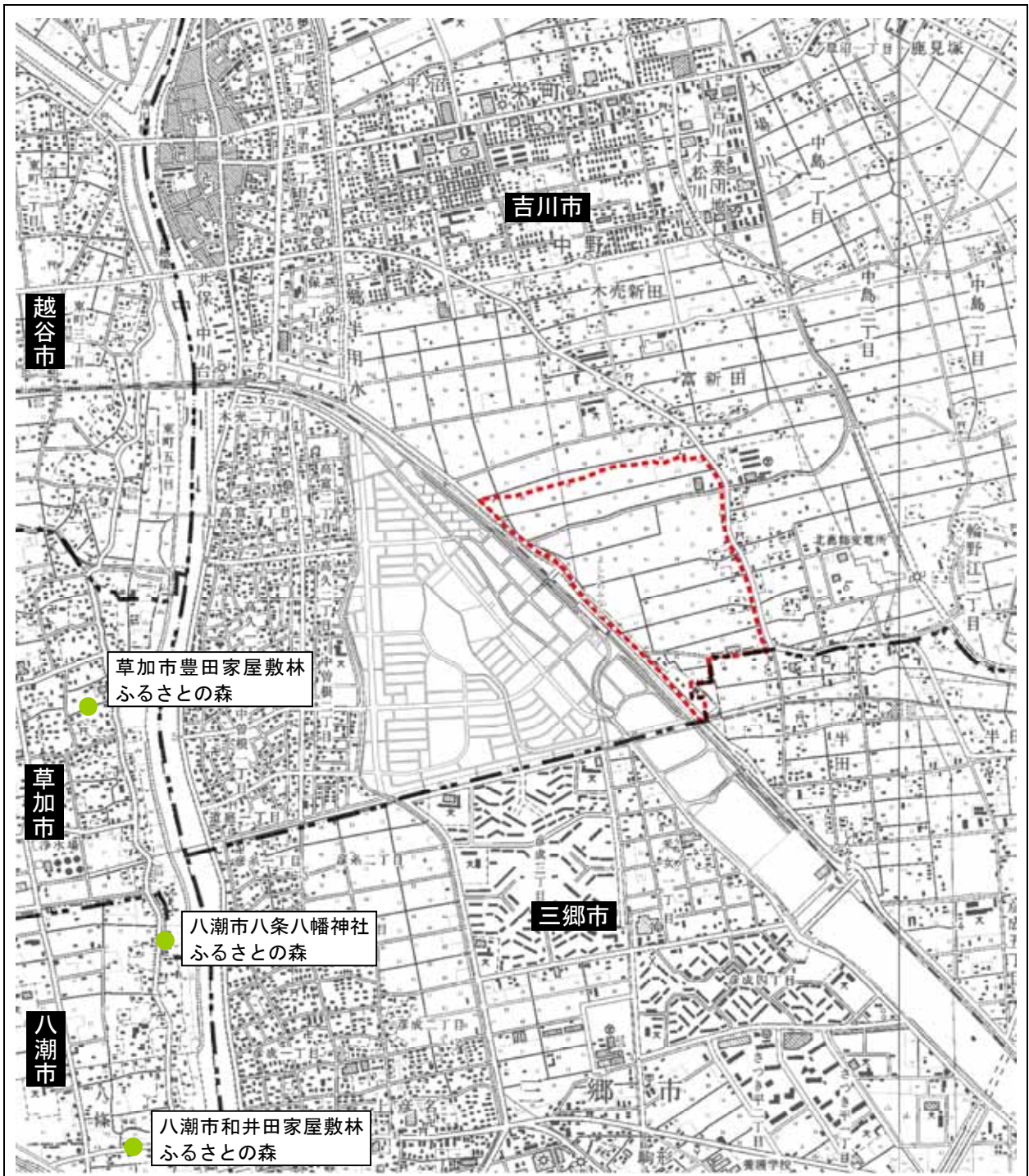
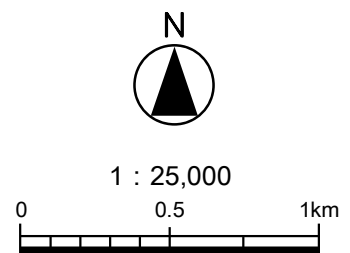


図 5.2-9 人と自然とのふれあいの場の状況

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- : ふるさとの森



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（越谷・流山）を使用したものである。

## 7. 文化財等の状況

### (1) 指定文化財

計画地周辺の指定文化財は、表 5.2-16 及び図 5.2-10 に示すとおりである。

計画地のある吉川市では、21 件が指定（県指定 3 件、市指定 18 件）されている。安養院の大銀杏及び密厳院のイチョウは、天然記念物でもある。

表 5.2-16 計画地周辺の指定文化財一覧

名称	種別	区分	指定年月日	所在地
密厳院のイチョウ	県指定	天然記念物	昭和47.3.28	吉川市高久1-18-2(密厳院)
弘安七年板碑	市指定	記念物 史跡	昭和57.4.1	吉川市保107(日蔵院)
木造閻魔王坐像及び胎内納入仏	市指定	有形 彫刻	平成16.3.24	吉川市保107(日蔵院)
十三仏種子板碑	市指定	記念物 史跡	昭和57.4.1	吉川市吉川1541(延命寺)
六字名号板碑	市指定	記念物 史跡	昭和57.4.1	吉川市吉川1541(延命寺)
天文二十年銘題目板碑	市指定	有形 考古資料	平成23.3.24	吉川市吉川1541(延命寺)
宮なげ	市指定	民俗 無形	平成18.3.24	吉川市木売2-8(木売熊野神社)
南無仏板碑	県指定	記念物 史跡	昭和35.3.1	吉川市木売2-20-5(清浄寺)
西念法師の塔	県指定	記念物 史跡	昭和35.3.1	吉川市木売2-20-5(清浄寺)
絹本着色親鸞聖人絵伝付箱	市指定	有形 絵画	平成16.3.24	吉川市木売2-20-5(清浄寺)
木造親鸞聖人坐像付修理銘札1枚	市指定	有形 彫刻	平成16.3.24	吉川市木売2-20-5(清浄寺)
漆喰造入江長八作親鸞聖人坐像	市指定	有形 工芸品	平成16.11.26	吉川市木売2-20-5(清浄寺)
あられまき	市指定	民俗 無形	平成18.3.24	吉川市高富1-12(高富蕎高神社)
大絵馬高久商家河岸場の図	市指定	民俗 民俗	平成18.3.24	吉川市高久1-12-12(高久蕎高神社)
あられぶっつけ	市指定	民俗 無形	平成18.3.24	吉川市高久1-12-12(高久蕎高神社)
木造地藏菩薩立像	市指定	有形 彫刻	平成16.3.24	吉川市高久1-18-2(密厳院)
木造観音菩薩坐像	市指定	有形 彫刻	平成16.3.24	吉川市高久1-18-2(密厳院)
木造妙見菩薩立像	市指定	有形 彫刻	平成16.11.26	吉川市高久1-18-2(密厳院)
木造祐辨和尚坐像	市指定	有形 彫刻	平成16.11.26	吉川市高久1-18-2(密厳院)
千躰庚申塚	市指定	民俗 民俗	平成5.4.1	吉川市道庭1-13-3(長福寺)
中村家文書	市指定	有形 古文書	平成11.3.9	吉川市二ツ沼2-47
大銀杏	市指定	天然記念物	昭和50.2.19	三郷市彦糸1丁目10(安養院)
木造不動明王立像	市指定	有形 彫刻	昭和52.2.8	三郷市彦成1丁目179(円明院)

出典:「県・市指定文化財の一覧」吉川市生涯学習課  
「三郷市の指定文化財」三郷市生涯学習課



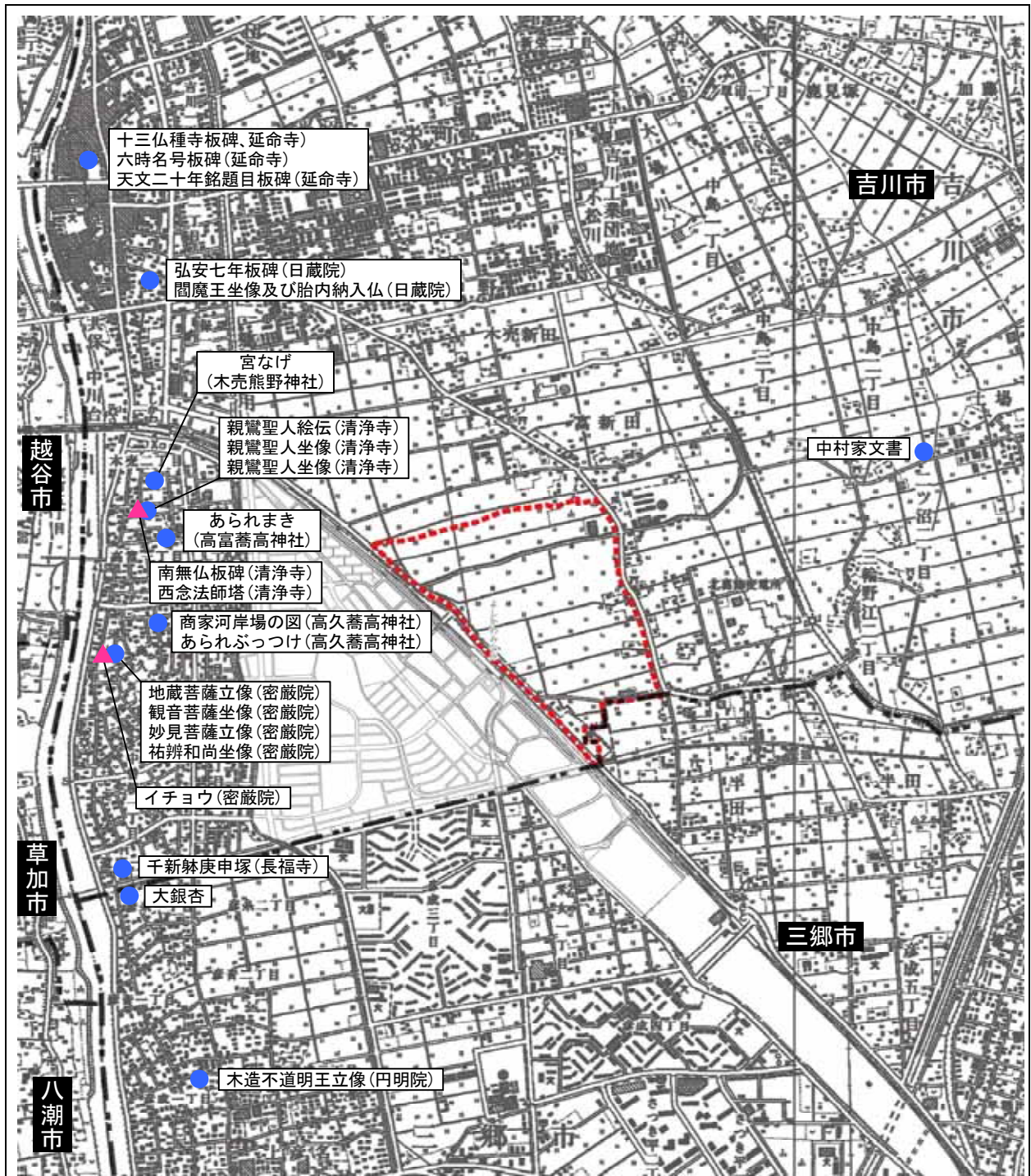
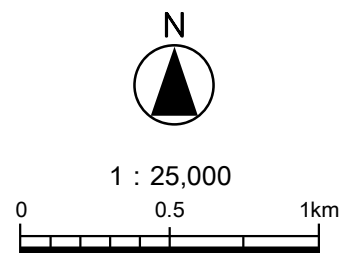


図 5.2-10 指定文化財の分布状況

凡 例

- : 計画地
- : 行政界
- ▲ : 県指定文化財
- : 市指定文化財



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（越谷・流山）を使用したものである。

## (2) 埋蔵文化財

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 5.2-17 及びに図 5.2-11 に示すとおりである。

計画地に埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、計画地周辺に埋蔵文化財の包蔵地は、1 件分布している。

表 5.2-17 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	種別	区分	所在地
南无仏塔	県指定	史跡	吉川市木売2-20-5

出典:「埼玉の文化財マップ」埼玉県教育局



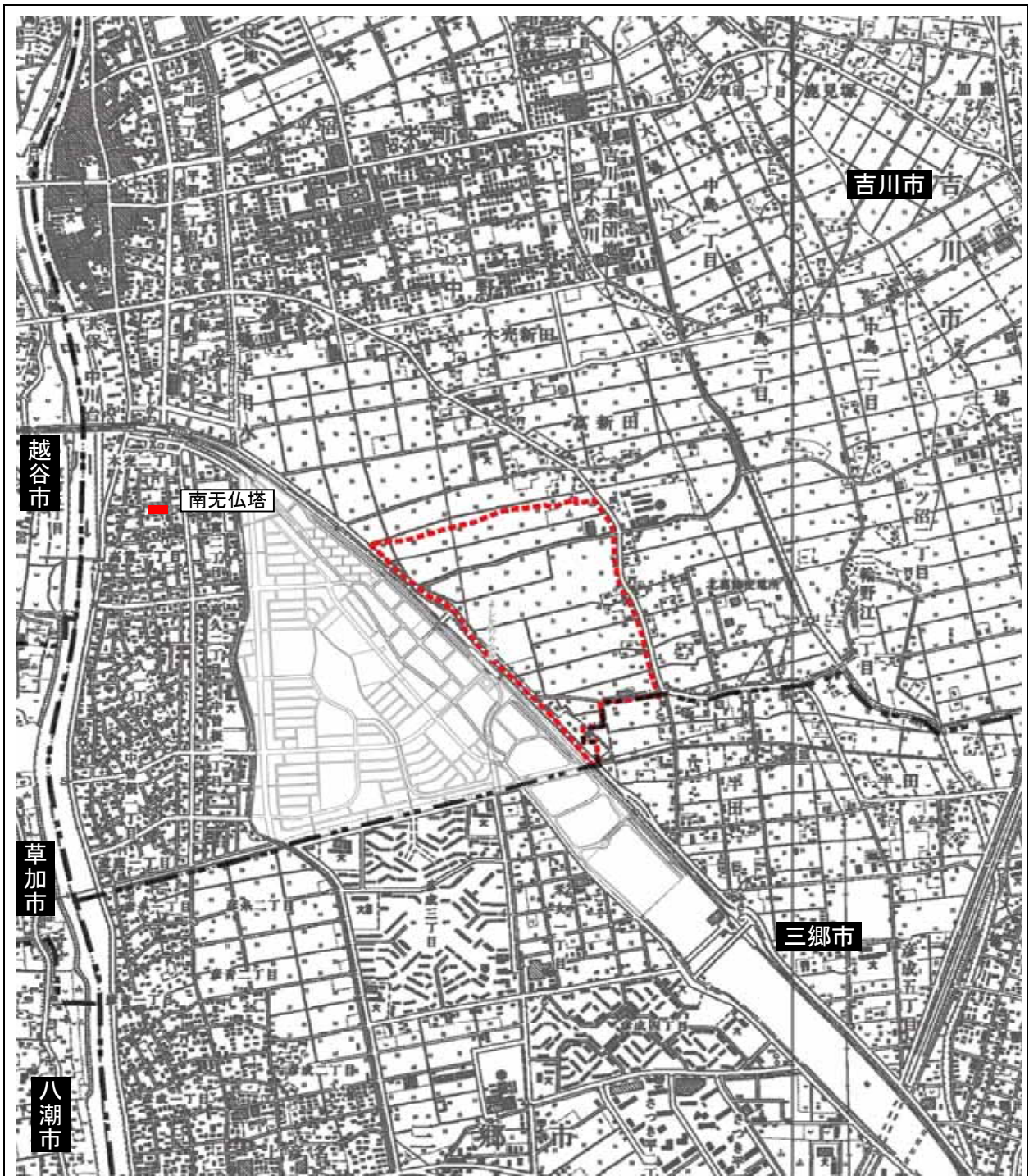


図 5.2-11 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

凡 例

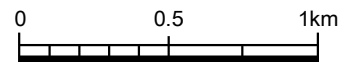
⋯⋯ : 計画地

— : 行政界

■ : 埋蔵文化財包蔵地



1 : 25,000



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（越谷・流山）を使用したものである。

